

盛岡市障がい者福祉計画

平成 27 年度～平成 36 年度

盛岡市障がい福祉実施計画

平成 27 年度～平成 29 年度（第 4 期）



平成 27 年 3 月
盛 岡 市

障がい者施策は、措置制度から自己決定を基本とした支援費制度、平成18年4月からは、身体・知的・精神の福祉サービスを一元化した、障害者自立支援法が施行され、その後、平成25年には制度の谷間無い支援を提供する観点から、制度の対象に難病を加えた障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行されるなど、この10年で大きな転換が行われました。

当市では、盛岡市総合計画の基本構想に掲げる「人がいきいきと暮らすまちづくり」の実現に向け、障がいのある人が地域の一員として、安心して自立した生活を送ることができる施策を推進するための、「障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現」を基本理念に掲げ、「盛岡市障がい者福祉計画」を策定いたしました。

また、障がい福祉サービスの供給体制の確保など障害者総合支援法の円滑な実施のために「第4期盛岡市障がい福祉実施計画」を策定し、施設入所者等の地域移行や就労支援体制の強化など、地域生活を支える施策の充実を推進してまいります。

今後におきましても、本計画の推進にあたり皆様と力を合わせ取り組んでいきたいと考えますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました盛岡市社会福祉審議会・障がい者福祉専門分科会委員、盛岡市障がい者自立支援協議会委員をはじめ、意向調査やパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様、御指導をいただきました関係機関、障がい者団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成27年 3 月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

目 次

盛岡市障がい者福祉計画

はじめに

I 盛岡市障がい者福祉計画策定の背景	1
1 障がい福祉を取り巻く動向	1
2 盛岡市の取組	3
II 盛岡市障がい者福祉計画策定の位置付け	4
III 計画期間	5

第1章 総論

I 計画の基本理念	6
II 計画の目標	6
III 施策の体系	7

第2章 各論

I 障がい者理解の促進	8
1 啓発広報	9
2 福祉教育の推進	9
3 ボランティア活動への支援	10
II 相談支援体制の充実	11
1 相談支援体制の整備	12
III 保健・医療の充実	13
1 障がいにつながる疾病の予防と早期発見・早期療育	14
2 精神保健施策の推進	14
3 難病対策の推進	15
4 在宅医療の充実	15
IV 教育・療育の充実	16
1 療育の充実	17
2 教育の充実	17
3 生涯教育環境の充実	18

V	社会参加・交流の促進	20
1	社会参加のための支援	21
2	スポーツ・文化活動の推進	22
3	地域活動の推進	22
VI	就労・経済的自立への支援の充実	23
1	就労への支援	24
2	経済的支援の充実	24
VII	障がい福祉サービスの充実	26
1	障がい福祉サービスの充実	26
2	障がい児施策の充実	28
3	苦情解決への対応	28
VIII	ひとにやさしいまちづくりの促進	29
1	施設等のバリアフリーの推進	30
2	情報バリアフリーの推進	30
IX	暮らしの安全・安心の確保	32
1	災害時の支援体制の充実	32
2	消費生活問題等の防止と支援体制の充実	33
X	障がい者の差別解消及び権利擁護の推進	34
1	差別解消の推進	35
2	障がい者の権利擁護	35

第3章 計画の推進

1	期待される役割	37
2	計画の評価	38

盛岡市障がい福祉実施計画

第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の趣旨	39
2	計画の位置付け	39
3	計画の期間	40

4 計画の対象	40
5 計画の策定体制	40
第2章 基本的方向性	
1 計画の基本的な考え方	41
第3章 目標の達成状況	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	42
2 通所サービスの利用から一般就労への移行	42
第4章 サービス利用の状況	
1 サービス提供基盤の整備状況	43
2 サービス利用の状況	46
第5章 計画の目標	
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	51
2 障害者の地域生活の支援拠点等の整備	52
3 通所サービスの利用から一般就労への移行	53
第6章 障がい福祉サービス等の見込量	
1 障がい福祉サービス等	54
2 地域生活支援事業	58
第7章 計画の推進体制	
1 計画の進行管理	62
【資料編】	
1 本市の障がい者の状況	63
2 各取組内容の取組方法	68
3 アンケート結果	76
4 用語解説	85
5 盛岡市社会福祉審議会条例	99

盛岡市障がい者福祉計画

平成 27 年度～平成 36 年度

はじめに

I 盛岡市障がい者福祉計画策定の背景

1 障がい者福祉を取り巻く動向

平成18年（2006年）国連総会において、障がいのある人の個々の人権と基本的自由を確保し、促進することを目的とする障害者の権利に関する条約（以下「条約」という）が採択され、平成20年（2008年）から発効したことから、国では条約批准に向け関係法の整備に取り組み、平成26年（2014年）1月に国連において日本の条約批准が承認されました。

この間、平成18年（2006年）4月には、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活を営みながら安心して暮らすことができるよう支援することを目的とする障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が施行されました。障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）ごとに別々の法律に基づいて実施されてきた障がい者の福祉サービスが一元化されるとともに、支給決定に関する仕組みの透明化、明確化が図られ、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合う仕組みが創設され、障がい者福祉サービスは大きく拡充されました。

平成23年（2011年）には、障害者基本法（昭和45年法律第84号）が改正され、障害者の自立と社会参加に加えて全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とした改正が行われました。

岩手県では、平成23年度（2011年度）を初年度とし、平成29年度（2017年度）を目標年次とした、共に生きるいわてを目指す岩手県障害者プランを策定しました。平成23年7月には障がい者差別禁止条例である、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例（平成22年岩手県条例第59号）が施行されました。

国では、平成24年（2012年）10月には、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（平成17年法律第124号）に続き、虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定め、障害者虐待の防止等に関する施策を促進する障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号以下「障害者虐待防止法」という）が施行されました。

平成25年4月には、障害者基本法の改正を踏まえた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号以下「障害者総合支援法」という）が施行され、難病患者等が障がい者の範囲に加わり、福祉サービス受給の対象となったほか、重度訪問介護の対象範囲の拡大やケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。また、障害者就労施設等が供給する物品等の調達を推進し、障害者就労施設や在宅で就労する障害者等の自立を促進することを目的とした国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号以下「障害者優先調達推進法」という）が施行され、国や県、市町村が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう定められました。

また、平成25年（2013年）6月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号以下「障害者差別解消法」という）が公布され、国や県、市町村等に障害者差別対策に取り組むことを求めています。

国においては、平成25年（2013年）9月に、新しい障害者基本計画が策定され、社会情勢の変化に対応するため、これまで10年であった計画期間を5年とし、障がい者の地域社会での共生や差別禁止など、平成23年（2011年）に改正された障害者基本法に基づく計画が策定されました。

岩手県においても、平成26年（2014年）2月に、障害者総合支援法の施行、東日本大震災を踏まえた災害への備え、被災地における心のケアについての項目を追加した岩手県障害者プランの見直しが行われました。

2 盛岡市の取組

市では、平成17年度（2005年度）から平成26年度（2014年度）までを計画期間とする「盛岡市障がい者福祉計画」を策定し、障がい者施策の充実に努めてきました。この間、市は平成18年（2006年）1月に玉山村と合併し、平成20年（2008年）4月には中核市へ移行しました。

中核市への移行に伴い、平成24年度（2012年度）から市内に事業所を置く障がい者施設の指定・監査業務が県から移管され、事業所の設置に係る相談や、事業内容の監査を行うこととなりました。このことにより、担当者の障がい福祉施策への理解が深まり、障がい福祉サービスや障がいのある人からの就労相談等についても、より障がいのある人に寄り添った助言が行えるようになりました。

これまで、常に不足していた通所サービスについて、特に障がいのある人の福祉的就労の場である就労継続支援施設の充実ぶりは著しく、障がいのある人の日中活動の状況は大きく改善されました。さらにグループホームや居宅介護支援事業所についても着実に増えており、障がいのある人の地域生活に必要なサービスも年々充実されていますが、重度の障がいのある人向けのサービスについては、要望に対応し切れていない状況にあります。

このような地域生活の支援に係る課題の解決を図るため、平成25年（2013年）5月に盛岡市自立支援協議会を設置し、障がい者及びその家族のほか、関係機関、団体等と連携し、情報共有を行いながら課題の協議を進めています。

また、障害者差別解消法の制定に伴う障がい者差別禁止や、東日本大震災を教訓とした災害対応などの新たな取組の課題があることから、障がい者施策の一層の充実を図ります。

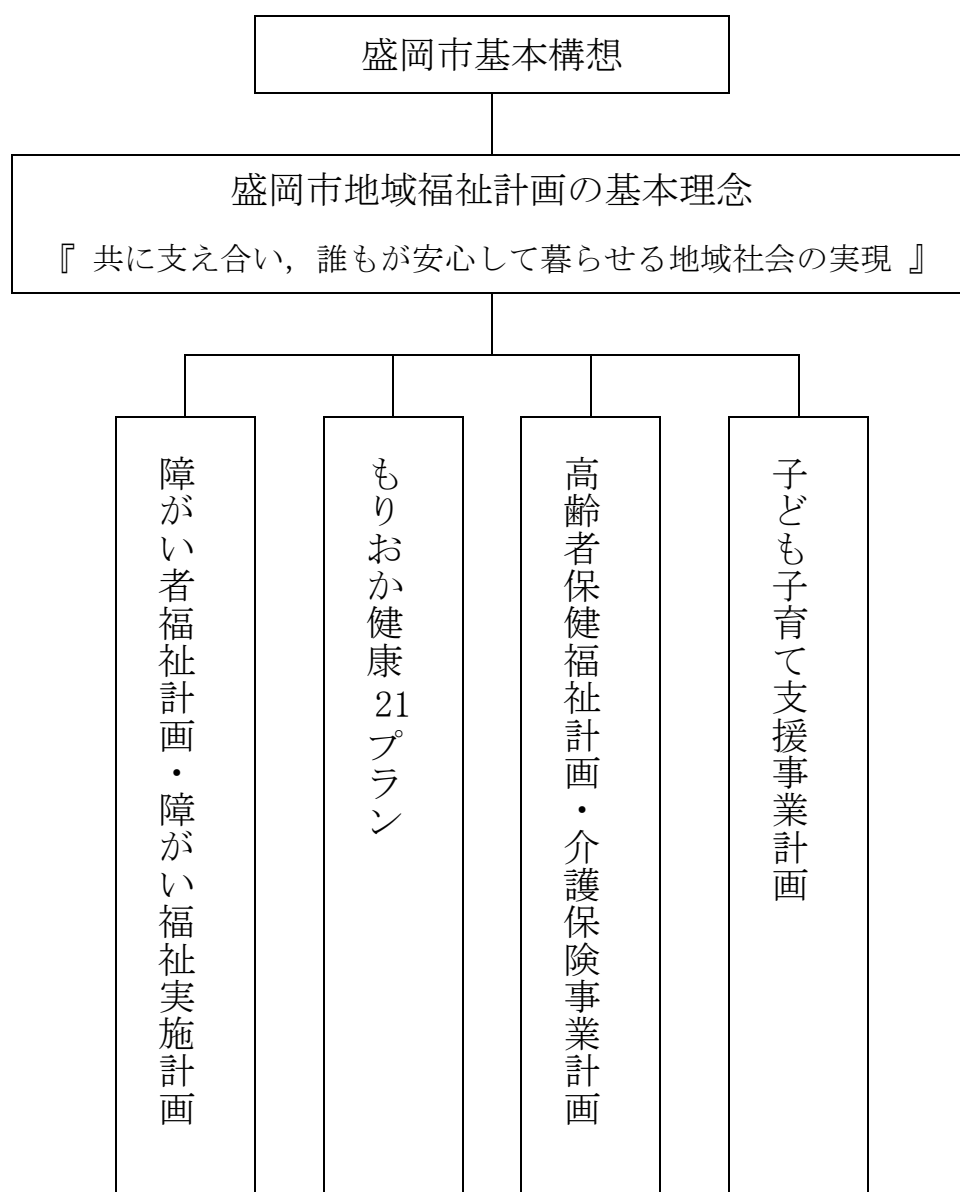
Ⅱ 盛岡市障がい者福祉計画策定の位置付け

本計画は、「盛岡市基本構想」の基本目標「人がいきいきと暮らすまちづくり」に基づき、「盛岡市地域福祉計画」の理念の下に、関連する福祉諸計画との整合を図りながら策定するものであります。

また、本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく計画であり、障がいのある人の施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画です。

一方、障害者総合支援法に基づく「盛岡市障がい福祉実施計画」は、障害福祉サービスなどの事業について、障がいのある人のニーズ等に基づいたサービスの見込量の確保のため、具体的数値目標を示した実施計画となります。

これら2つの計画は、整合性をもって策定されます。



Ⅲ 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間とし、中間年度の平成31年度（2019年度）に見直しを行います。

なお、本計画は、現在の福祉制度の枠組みの中で、盛岡市の障がいのある人の施策の充実について方向付けを行うものであり、制度改正等があった場合には、柔軟に見直しを行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
障害者総合支援法	⇒第4期実施計画⇒			⇒第5期実施計画⇒			⇒第6期実施計画⇒			第7期
障害者基本法	⇒ 盛岡市障がい者福祉計画 ⇒									

第1章 総 論

I 計画の基本理念

障がい者施策は、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく共に生きる地域社会の実現を目指して講じられる必要があります。

この計画は、全ての市民を対象として、盛岡市や盛岡市民が取り組むべき障がい者施策の方向を定めるものとします。

障がいのある人もない人も
相互に人格と個性を尊重しあう
共生社会の実現

II 計画の目標

基本理念を実現するため、次の目標を掲げるものとします。

- (1) お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現
- (2) 障がいのある人が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現
- (3) 障がいのある人が地域の中で自分らしく安心して暮らせる生活の実現

Ⅲ 施策の体系

(基本理念)

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

(目標)

お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現

I 障がい者理解の促進

II 相談支援体制の充実

III 保健・医療の充実

IV 教育・療育の充実

(目標)

障がいのある人が社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現

V 社会参加・交流の促進

VI 就労・経済的自立への支援の充実

VII 障がい福祉サービスの充実

(目標)

障がいのある人が地域の中で自分らしく安心して暮らせる生活の実現

VIII ひとにやさしいまちづくりの促進

IX 暮らしの安全・安心の確保

X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進

第2章 各論

I 障がい者理解の促進

現状と課題

障がいのある人が地域社会の中で生活していくためには、地域に暮らす住民の一人一人が障がいについて十分に理解をし、障がいのある人への配慮を行うことが必要です。

障がい者の暮らしについてのアンケート調査の結果では、障がいがあることで差別を受けたことや、いやな思いをしたという回答中、「よくある」と「全くない」は若干改善されていますが、「時々ある」は増加しており、いまだに障がいのある人に対する偏見や誤解があると思われます（表1）。特に発達障がい者の場合、「よくある」と感じる割合が他の障がいのある人の2倍以上となっています。

また、障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査（以下「障がい者市民意識調査」という）では、日常生活において障がいのある人と接する機会が「ほとんどない」という回答が42.1%であり、前回調査時よりは減少したものの、障がい者と接する機会が少ない状態にあります（表2）。

障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解を深めるため、一層の理解・啓発活動に取り組む必要があります。

障がい者市民意識調査では、障がいに対する理解を得るために、「学校での福祉教育の充実」や「障がいのある人が生活できるよう環境整備を図る」、「日常生活で障がい者と接する機会が多くなること」が必要と回答がありました（表3）。

障がいや障がいのある人の理解には特に福祉教育が重要とされており、継続した取り組みが必要です。

障がいや障がいのある人の理解が進むと、理解者として障がいのある人との関係の中でボランティア活動からの関わりへの展開がみられます。障がい者市民意識調査では、障がい者福祉への関心について「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」と回答した人を合すると63.5%と高い割合で関心がもたれています（表4）。平成28年（2016年）10月に開催される第16回全国障害者スポーツ大会（希望郷いわて大会）には多くの方のボランティアの参加が求められており、さらにボランティアの育成を図る必要があります。

課題

- ・ 障がい理解の効果的啓発方法の工夫
- ・ 学校での福祉教育の充実
- ・ ボランティア育成と組織強化

施策の方向

1 啓発広報

障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、生きる地域社会を目指すには、障がいについての正しい知識と障がいのある人への理解を深めることが必要であり、広報等の情報媒体の活用や、障がい疑似体験等を通じて障がいのある人の立場を少しでも理解できるよう障がい者差別解消に向けた啓発活動に努めます。

施策	No	取組内容
啓発広報	1	広報等の媒体を利用した啓発
	2	パンフレットの作成、配布
	3	障がい疑似体験の実施
	4	出前講座の実施
	5	障がいをテーマとしたフォーラムの開催
	6	芸術文化活動の発表の場の確保

2 福祉教育の推進

全ての世代において、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための教育や、障がいのある人との交流を図るとともに、地域社会や就労先においても、障がいのある人が活動しやすい環境に配慮できるよう福祉に関する学習の機会を作ります。

施策	No	取組内容
福祉教育の推進	7	集団保育による交流促進
	8	児童生徒の障がい者理解の促進
	9	高齢者の障がい者理解と障がい福祉理解の促進
	10	生涯教育による理解の促進

3 ボランティア活動への支援

障がいのある人が地域活動へ参加するため、点訳※・朗読・手話・要約筆記等の活動に関する市民の理解と関心を深めるとともに、これらのボランティアの育成を図ります。

施策	No	取組内容
ボランティア活動への支援	11	小・中学生や市民のボランティアの意識啓発
	12	ボランティア団体との情報交換の実施
	13	手話講座開設等の意思疎通支援の充実

施策の成果・管理指標

項 目	実績（H25）	目標（H36）
障がい者市民意識調査において、障がい福祉に「非常に関心がある」、 「ある程度関心がある」と答えた人の割合	63.5%	80%

Ⅱ 相談支援体制の充実

現状と課題

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、抱えている不安の解消が大切です。障がいのある人とその家族が抱えている不安は、障がい者の暮らしについてのアンケート結果によると「健康」や「経済的なこと」についてとの回答が多く寄せられています。主な相談相手は家族や友人といった割合が高く、不安解消につながる適切な情報提供や助言、医療・教育・福祉等関係機関との調整を図る専門性の高い相談支援専門員の利用の割合が低くなっています（表5・表6）。

盛岡市の障がいのある人の一般相談支援業務については、盛岡広域圏8市町共同で、5団体に委託していますが、障害者総合支援法では、全ての障がい福祉サービスの利用者について、平成27年（2015年）4月からサービス等利用計画の作成が義務付けられています。

このサービス等利用計画を作成する相談支援専門員へのニーズは急増しており、従事者不足からサービス等利用計画の作成は、セルフプランの割合が高くなっています。このような状況から、一般相談を含めた相談支援体制の整備や市内の相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センターの整備が求められています。

また、新しく活動を始めた専門員も多いことから相談支援事業所相互又は関係機関との連携について、スキルの向上などの積み上げが課題となっています。

課題

- ・ 相談支援専門機関の活用不足
- ・ 相談支援専門員の不足
- ・ 基幹相談支援センターの整備

施策の方向

相談支援体制の整備

障がいのある人が、地域で安心して自立した生活ができるよう、障がいのある人の抱える問題等について、いつでも気軽に相談できるような相談支援体制の整備を図るとともに、相談支援専門員の問題対応能力の向上につながる取組を行います。

施策	No	取組内容
相談支援体制の整備	14	相談窓口の充実
	15	計画相談支援体制の充実
	16	基幹相談支援センターの設置
	17	相談支援専門員相互の情報交換の機会の拡充

施策の成果・管理指標

項 目	実績（H26.4.1）	目標（H37.4.1）
市内の指定特定相談支援事業所数	16事業所	30事業所
市内の指定障害児相談支援事業所数	11事業所	20事業所
市内の相談支援専門員の数	22人	50人
障がいのある人の相談機関のうち相談支援事業者と回答する人の割合（表6）	4.3%	30%
基幹相談支援センターの設置数	0	3

Ⅲ 保健・医療の充実

現状と課題

医療の高度化に伴い、さまざまな種類の疾病や障がいの程度がよりの確に診断できるようになった一方で、障がいのある人や家族にとって必要な疾病や障がいに対する正しい知識を選択することができず、必要な支援を受けられないでいるケースがあります。

乳幼児等の場合は、障がいの早期発見と早期療育が求められており、乳幼児健康診査体制の充実や乳幼児と保護者への適切な支援、療育※に携わる専門スタッフとの連携を強化した療育体制の充実が課題となっています。

成人の場合は、市民一人一人が、「自分の健康は自分で守る」という認識を持って健康づくりに取り組むことが大切であり、障がいの原因となる脳血管疾患などの生活習慣病の発症を予防し、健康状態の維持や重症化予防に努めるよう取り組んでいく必要があります。また、在宅の障がいのある人に対しても、分かりやすい保健・医療・福祉情報の提供が求められます。

次に、平成20年4月の中核市への移行に伴い、県から精神保健業務及び難病対策業務の一部が移管されました。精神保健業務では、精神障がい者が地域で自立して生活するための支援体制が求められています。併せて精神障がい者に対する正しい理解の促進と、市民の心の健康づくりに関する知識の普及、啓発も課題となっています。

難病対策業務では、難病患者に関する特定疾患医療受給者証交付者数が、年々増加する傾向にあります。さらに、平成27年には指定難病が約300疾患に増える見直しが予定されており、対象患者数が増加となることが見込まれます。疾病要支援難病患者や医療依存度の高い在宅難病患者も多いことから、療養上の不安の軽減を図るとともに、保健・医療・福祉の総合的な相談・支援の充実が課題となっています。

また、障がいのある高齢者の増加や医療を受ける必要性のある人が増加する一方で、一人では通院が困難な障がいのある人が増えており、在宅医療の対象者が今後も更に増加することが見込まれます。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう関係機関と連携を図り、住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供されることが求められています。

【課題】

- ・ 障がいの原因となる疾病の予防と障がいの早期発見・早期療育
- ・ 精神障がい者に対する正しい理解の促進と相談支援体制の充実
- ・ 難病患者や高齢障がい者及び重症心身障がい者に対する在宅医療の支援

施策の方向

1 障がいにつながる疾病の発生予防と早期発見・早期療育

障がいにつながる脳血管疾患などの生活習慣病の予防と重症化の予防、障がいの早期発見、身近な地域で適切な療育やリハビリテーションが受けられるよう、保健・医療の充実に取り組みます。

施策	No	取組内容
障がいにつながる疾病の予防と早期発見・早期療育	18	乳幼児総合診査の推進
	19	保健指導の推進
	20	感染症予防の推進

2 精神保健施策の推進

心の病気は、誰にでも起こり得る病気であり、心の病気や精神障がい者に対する正しい理解の促進に努めるとともに、地域で自立した生活を送ることができるよう生活支援や就労支援の充実に努めます。

施策	No	取組内容
精神保健施策の推進	21	精神障がい者に対する正しい理解の促進
	22	地区精神保健活動の充実
	23	心の健康に関する相談・支援体制の充実
	24	社会復帰及び自立と社会参加への支援の充実

3 難病対策の推進

難病に対する市民の正しい理解の促進に努め、難病患者に対する相談窓口を開設し、情報提供や相談支援を行うことにより、難病患者の自立と在宅療養の支援を行います。

施策	No	取組内容
難病対策の推進	25	在宅療養の支援及び情報提供・相談支援の実施
	26	居宅生活支援による自立と社会参加の促進
	27	要支援患者への保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供

4 在宅医療の充実

医療保険制度の改正や医療技術の向上、障がい福祉サービスの充実により、医療機器を装着した状態で在宅生活をしている障がいのある人が増加しています。難病患者や高齢障がい者及び重症心身障がい者等が、住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら、安心した暮らしを送ることができるよう保健・医療・福祉の連携を進め、在宅医療の充実に努めます。

施策	No	取組内容
在宅医療の充実	28	医療機関、訪問看護ステーション等による訪問医療、訪問看護の充実
	29	保健・医療・福祉の連携による支援の推進

施策の成果・管理指標

項 目	実績（H25）	目標（H36）
悩みや問題を抱えたとき相談できるところ（人や場所）を知っている人の割合を上げる	72.2%	80%

※第2次もりおか健康21プラン目標

IV 教育・療育の充実

現状と課題

障害者基本法では、障がいのある児童・生徒が、その年齢や能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障がいのない児童・生徒と共に教育を受けられるよう配慮し、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならないとされています。

障がいのある子どもに対する教育・療育に当たっては、障がいを早期に発見し、保護者に障がいの認知を促しながら、障がいのある児童・生徒の様子に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立った指導・支援を行ってきました。

近年、自閉スペクトラム症などの発達障がいのある児童・生徒への指導・支援の必要性が高まってきており、福祉・保健・教育・医療等の各機関が連携した指導・相談支援体制の確立等が求められています。

また、障がいのない人がさまざまな障がいのある人々について、学校教育や地域活動などの生涯教育を通して、お互いを理解することも大切となっています。

なお、児童発達支援センター盛岡市立ひまわり学園は、定員50人で障がい児発達支援事業等を行ってきましたが、毎年定員を超える入園希望があり、全員の受入れが困難な状況となっていることや、施設建設から30年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、施設整備や運営形態等の検討が求められています。

【課題】

- ・障がいの早期発見と支援の充実
- ・発達支援の充実
- ・相互理解につながる学習の場の提供
- ・児童発達支援センターの充実と施設整備、運営形態の検討

施策の方向

1 療育の充実

障がいを早期に確認し、保護者に障がい認知・受容を促しながら、障がいのある児童に適した生活・学習指導等を行うことにより、児童のもっている可能性を最大限に伸ばすとともに、障がいのない児童との交流を通して成長を促すよう努めます。

また、障がいの早期発見に努めるとともに、障がいのある児童を抱える保護者等の子育てに関する不安を少しでも取り除く相談・支援体制づくりに努めます。

施策	No	取組内容
乳幼児の療育の充実	30	母子通園事業の充実
	31	障がい児通所事業（ひまわり学園）の充実と在り方の見直し
	32	おもちゃ図書館事業の推進
	33	ペアレントトレーニングの充実

心身の発達に遅れがある乳幼児に対して、乳幼児総合診査事業・親子教室事業と連携し、保護者への親子のかかわり方や、療育上の不安解消等を図るよう相談・助言を行い、乳幼児の発達を促します。

施策	No	取組内容
保育所・幼稚園との連携の強化	34	障がい児保育・障がい児教育の理解の促進
	35	関係機関の連携による相談・支援体制の充実

障がいのある子どもが、障がいのない子どもと地域で暮らしながら保育所、幼稚園での保育・教育が受けられるよう、関係機関と連携し、職員の理解の促進と専門職員による研修などにより、受入体制の充実に努めます。

2 教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することにより、障がいのある子どもが、授業内容が分かり、学習に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごすことができるような体制づくりに努めます。

施策	No	取組内容
就学期における相談・支援体制の充実	36	教育相談等資料の活用
	37	教育相談の充実
	38	「就学支援シート」の作成・活用

学校と保護者の共通理解を図るために、子どもの教育的ニーズに即応した事前の情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。

施策	No	取組内容
就学後の相談・支援体制の充実	39	相談体制の充実
	40	地域資源を活用した指導・支援の充実
	41	進路・就労支援の充実
	42	盛岡市障がい児教育推進協議会の充実
	43	交流及び共同学習の推進

特別支援教育校内委員会等を設置し、子どもの様子の変化等を踏まえた学びの場や、適切な指導と必要な支援の検討を行うなど、特別支援教育コーディネーターなどの職員に対する研修を実施しながら、継続的な相談・支援体制の充実に努めます。

3 生涯教育環境の充実

体験学習などを通じて相互理解の促進に努めるとともに、障がいのある人もない人も生涯にわたって受講できる各種講座の開催を推進します。

施策	No	取組内容
各種講座・体験学習の充実	44	学びの循環推進事業（出前講座）の活用

施策の成果・管理指標

項目	実績（H25）	目標（H36）
障がいに関する各種講座や体験学習の開催回数	25回/年	50回/年

V 社会参加・交流の促進

現状と課題

障がいのある人が地域の一員として自立した社会を実現するために、ガイドヘルパーや手話通訳者の派遣や、精神障がい者の通所交通費の助成などにより、社会経済活動への参加を推進してきました。その結果、障がい者の暮らしについてのアンケートの結果では、外出を週1回以上すると回答した人が81.6%を占めており、「まったく外出しない」と回答した人は4.8%と前回調査の11.4%から半減しています（表7）。

盛岡市障がい者スポーツ大会の開催や障がいのある人の作品展など、スポーツ文化活動を推進してきました。その結果、障がいのある人の芸術作品が「ボーダーレスアート」として国内外で評価され、海外の美術館で展示・紹介される作家も現れています。

障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、スポーツ・趣味の活動については、「活動している」と回答している人は微増であり、「障がいのためできない」は22.4%に半減しています。また、「活動していない」は42.4%に倍増していますが、活動したいと思わない人が含まれていることから、今後の働きかけによっては活動が期待できます（表8）。

障がいのある人の地域活動を促進するために、地域生活支援事業による地域との交流や、障がいのある人への理解促進によって障がいのある人となない人とが気軽に触れ合える環境づくりによる参加しやすい地域活動を推進してきました。

障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、地域の行事への参加について「よく参加している」、「ときどき参加している」は増加しており、「ほとんど参加していない」、「参加したことがない」は減少していますが、依然として約6割の回答でした（表9）。

徐々に地域活動への参加が進んでいますが、今後も、引き続き取り組む必要があります。

【課題】

- ・バス・タクシー等交通手段の費用負担の軽減
- ・障がい者スポーツの理解・周知・参加
- ・障がい者アートの推進
- ・障がいのある人も参加できる地域イベントでの配慮の推進
- ・地域における障がい理解の推進

施策の方向

1 社会参加のための支援

障がいのある人の社会参加をさらに推進するため、障がいの特性に配慮した次の支援を行います。

施策	No	取組内容
社会参加のための支援	45	同行援護の派遣や身体障害者補助犬※の給付
	46	手話通訳者・要約筆記奉仕員による聴覚障がい者のコミュニケーション支援
	47	障がいのある人の生活訓練のための講座の開催（ＩＴ機器の利用講座など）
	48	重度身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者の移動支援のためのタクシー券助成の充実
	49	重度身体障がい者の移動支援のための送迎サービスの実施
	50	身体障がい者に対する自動車運転免許の取得、自動車改造費の一部助成
	51	リフト付福祉バスの利用促進
	52	公共交通機関における障がい者割引制度の充実
	53	精神障がい者が障害福祉サービス提供事業所に通所する交通費の一部助成
	54	障がい者福祉施設利用による社会参加への支援

2 スポーツ・文化活動の推進

障がいのある人の社会参加と自己実現の可能性を促進するため、スポーツ・芸術文化活動の一層の推進に努めます。

施策	No	取組内容
スポーツ・文化活動の 推進	55	盛岡市障がい者スポーツ大会の実施
	56	スポーツ活動の推進
	57	希望郷いわて大会を通じた障がい者スポーツの理解の促進
	58	芸術文化活動の推進
	59	盛岡市障がい者芸術祭の開催

3 地域活動の推進

障がいのある人が地域の一員として安心して生活するためには、市民がお互いに共に支え合うことが大切であり、障がい特性に合わせた配慮がなされるよう地域や障がい者団体等との連携により、理解を進め、障がいのある人も地域活動に参加しやすくなるように努めます。

施策	No	取組内容
地域活動の推進	60	障がいのある人の地域活動への参加の促進
	61	障がいのある人についての理解の拡大

施策の成果・管理指標

項 目	実績（H25）	目標（H36）
障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、スポーツや趣味の活動を「している」と答えた人の割合	23.9%	30%

VI 就労・経済的自立への支援の充実

現状と課題

障がい者の社会的・経済的な自立を実現するためには、福祉的就労のほか、一般就労に向けた取組も必要であり、就労機会の拡大による職業的自立を図る目的で、平成25年4月（2013年）4月から民間企業における法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられました。

盛岡公共職業安定所管内の障がい者雇用率は、平成23年が1.66%、平成24年が1.68%、平成25年1.74%となっており、毎年増加はしているものの障害者の雇用の促進等に関する法律で定められている障害者法定雇用率を達成できていない状況となっています（表10）。

また、平成25年の就労支援事業所における工賃は、岩手県の平均が17,960円で県の目標値17,600円を達成していますが、盛岡広域管内の平均工賃は14,816円で、まだまだ低い水準にあり、工賃のアップが課題となっています。

障がい者の暮らしについてのアンケートから、障がいのある人の就労の状況をみると、収入を伴う仕事をしている人が380人（26.3%）、仕事をしていない人が606人（41.9%）、未回答が459人（31.8%）となっており、平成20年度（2008年度）に比べて6.4ポイント増えており、5年前に比べて就労系の事業所が増えたことを裏付ける結果となっています（表11）。

また、雇用・就労を促進する施策を望む声も依然として高い水準となっておりますが、平成20年の調査と比べると、発達障がいを除き全障がいで微減となっています（表12）。これは、収入を伴う仕事をしている人が増加したというプラスの側面と、景気低迷による企業の雇用意欲の低下によるマイナスの側面の両方が影響しているものと考えられます。

一方で、発達障がい者が雇用・就労の促進を望む声は、62.1%と高い水準となっており、就労相談の充実が課題となっています。

【課題】

- ・福祉的就労^{*}の支援の充実
- ・就労支援事業所の工賃アップ
- ・一般就労に向けた支援の充実

施策の方向

1 就労への支援

障がいのある人が一人一人の能力・適性に応じた就労の場に就けるよう相談支援活動を充実させるとともに、就労後の職場定着・継続就労を支援します。

施策	No	取組内容
・福祉的就労支援の充実 ・一般就労に向けた支援の充実	62	盛岡広域圏障害者自立支援協議会就労支援分科会との連携
	63	就業相談の充実
	64	就業定着への支援
	65	自営業者等に対する支援
	66	福祉的就労事業所への支援
	67	工賃アップに向けた支援の充実
	68	物品等の優先調達の推進
	69	障がい者雇用に関する啓発の推進

2 経済的支援の充実

障がいのある人が活用できる経済的支援制度としては、障害年金や各種手当、重度心身障害者医療費等の助成制度があり、制度の周知について徹底を図ります。

施策	No	取組内容
経済的支援制度の周知	70	障害年金制度、特別障害者手当等の制度の周知徹底

施策の成果・管理指標

項目	実績（H25）	目標（H36）
障がい者の暮らしについてのアンケートにおいて、収入のある「仕事をしている」と答えた人の割合（表11）	26.3%	40%
障害者雇用率（法定雇用率2.0%）（表10）	1.74%	2.0%

VII 障がい福祉サービスの充実

現状と課題

措置制度から契約制度（支援費制度，障害者総合支援法）への制度移行に伴い，サービス対象者が拡大され，対象サービスも増えるなど障がい者福祉サービスは飛躍的に充実されてきています。長期にわたって入所施設や入院病棟で生活していた障がいのある人たちの地域移行も進みつつあります。

障がい者の暮らしについてのアンケートでは，充実してほしいサービスとして，グループホーム（アンケートではケアホームとグループホーム）が14.1%，施設入所8.3%，居宅介護8.2%，短期入所7.2%の順で回答が多くなっており，生活の場の確保に関するニーズが高いものとなっています。また，日中活動としては療養介護6%，生活介護6%の回答が多くあり（図1），ニーズを踏まえたサービスの拡充が求められます。

特に，重症心身障がい者等医療的ケアが必要な障がいのある人を受け入れることができる事業所が限られていることから，関係機関と協議し，受入事業所の拡大が求められています。

また，障がい福祉サービスに関する苦情については，各福祉施設にも窓口が設けられているほか，岩手県社会福祉協議会内の岩手県福祉サービス運営適正化委員会が相談・調査，あっせんを行うことになっています。盛岡市においては，事業所の指定権者として指導を行い，苦情等の解決にも取り組んでいます。

【課題】

- ・利用者ニーズの的確な把握とサービスの安定供給に向けた対策の検討
- ・重症心身障がい者へのサービス提供体制の充実

施策の方向

1 障がい福祉サービスの充実

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの見込量については，盛岡市障がい福祉実施計画で定めることとしますが，グループホームと短期入所の充実については，各事業者へ障がいのある人の要望の情報提供を行い，事業実施の助言を行うとともに，療養介護や生活介護の実施についても，重症心身障がい者等医療的ケアの必要な障がいのある人の受入事業所を拡大し，

サービスの充実を図ります。

訪問系サービスについては、障がい特性に応じたサービスの提供ができるよう居宅介護や同行援護などの障がい福祉サービスの質の向上に努めるとともに、訪問入浴などの地域生活支援事業については、障がいのある人のニーズを把握しながら充実に努めます。

日中活動系サービスについては、生活介護や就労継続支援などのサービスの適正な提供に努めるとともに、日中一時支援事業などの地域生活支援事業については、在宅障がい者のサービス利用の促進に取り組みます。

補装具や日常生活用具給付など福祉用具の給付については、利用者の生活の向上が図られるよう適正な支給を実施します。

障がいのある人の地域移行・地域定着支援については、関係機関等と連携し、地域生活移行を進めます。

また、民生委員や障がいのある人に支援を行っているボランティア、NPO※等について、定期的に情報交換を行い、障がいのある人への支援について市民と行政が協働して取り組みます。

施策	NO.	取組内容
日常生活を支えるサービス利用の推進	71	訪問系サービス提供の推進
	72	日中活動系サービス提供の推進
	73	居住系サービス提供の推進
	74	補装具給付の推進
	75	地域移行・地域定着支援の推進
地域生活支援事業の充実	76	相談支援事業
	77	コミュニケーション支援事業
	78	移動支援事業
	79	地域活動支援センター事業
	80	訪問入浴サービス
	81	日中一時支援事業
	82	日常生活用具の給付
	83	成年後見制度

2 障がい児施策の充実

特別な支援を必要とする障がい児等について、保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等ライフステージごとに支援者が変わっても切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイルを開発し、関係機関による一貫した支援・サービスを受けられるよう取り組みます。

施策	NO.	取組内容
障がい児支援の充実	84	児童発達支援
	85	放課後等デイサービス
	86	保育所等訪問支援
	87	肢体不自由児通所医療
	88	障がい児相談支援
	89	障がい児個別支援ファイルの活用

3 苦情解決への対応

福祉サービス利用の際に利用者からの苦情については、関係機関と連携しながら問題解決に当たるとともに、利用者の権利を擁護するために、相談体制の充実に努めます。

施策	NO.	取組内容
苦情解決への対応	90	相談体制の充実

VIII ひとにやさしいまちづくりの促進

現状と課題

市では、障がいのある人も障がいのない人も暮らしやすいまちづくりを推進するため、「ユニバーサルデザイン※」や「心のバリアフリー」など、ハード、ソフトの両面から取り組んでおり、公共性の高い施設を新築などしようとする場合には、指導・助言を行っています。

しかし、市内の車いす対応のトイレ整備は、徐々に進んでいるものの、オストメイトトイレ※の整備は、多くの公共施設を除きまだ遅れている状況があります。

また、障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、「外出する際に困ること」について、道路や建物の階段や段差、歩道上の障害物などのほか、交通手段であるタクシー料金の負担や車などに危険を感じている状況であり、外出先でのコミュニケーションの困難性もあるという回答の割合が高く、引き続きひとにやさしいまちづくりの取組が必要となっています（表13）。

避難所のバリアフリーについては、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災や、平成25年（2013年）に発生した集中豪雨や台風、平成26年（2014年）に発生した山火事の災害の教訓と、障がい者の暮らしについてのアンケート調査から、障がい者への理解不足や福祉避難所における不安を和らげる対応課題などのソフト面の取組も十分に検討する必要があります。

障がい者の暮らしについてのアンケート調査では、避難所での生活や医療体制や医薬品の確保等に不安を抱えている人の割合が高く、一方で避難所への移動手段の確保に不安をもつ人や特に不安がない人の割合が減少しており、東日本大震災等の経験から問題をより具体的に意識されるようになったと思われます（表14）。

また、障がいのある人がさまざまな情報を容易に入手できるよう一人一人の障がい特性に配慮し、スマートフォン等のIT（情報技術）を活用したコミュニケーション支援を含む情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

【課題】

- ・ 公共施設・公共交通のバリアフリー化
- ・ 障がい特性に応じた情報提供の推進
- ・ コミュニケーション支援を行う人材の育成・確保

施策の方向

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律やひとにやさしいまちづくり条例などの関連法令との整合を図りながら、ひとにやさしいまちづくりを推進します。

1 施設等のバリアフリーの推進

身近な生活基盤のバリアフリーの推進については、障がい者が安心して外出できるよう建物の入り口や歩道の段差解消や、視覚障がい者用ブロック等の歩行者空間確保に係る指導・啓発、障がい者トイレの環境整備など施設や道路のバリアフリーを推進します。

施策	NO.	取組内容
施設等のバリアフリーの推進	91	ユニバーサルデザインの促進・意識啓発
	92	交通機関・道路のバリアフリーの推進
	93	公共施設・公共空間等のバリアフリーの推進

2 情報バリアフリーの推進

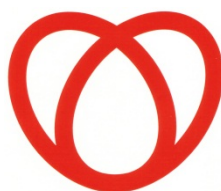
必要な情報を円滑に取得・利用できるよう情報のバリアフリー化を推進します。

「ウェブもりおか」の点字や音声による情報提供や、バリアフリーマップの掲載、手話通訳等の人材育成などの意思疎通支援の充実や、IT技術の知識の向上と生活の質の向上を図ります。

施策	NO.	取組内容
情報のバリアフリーの推進	94	情報バリアフリーの普及啓発
	95	点字・声の広報，ホームページによる広報活動の推進
	96	手話講座開催等の意思疎通支援の充実
	97	I T 機器を活用したコミュニケーション支援

施策の成果・管理指標

項目	実績（H25）	目標（H36）
障がい者の暮らしについてのアンケート調査において，外出の際に困ることで「特にない」と答えた人の割合（表13）	27.2%	40%



バリアフリー新法マーク

Ⅸ 暮らしの安全・安心を確保

現状と課題

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災や、平成25年(2013年)8月と9月に被災した集中豪雨や台風、平成26年(2014年)4月に発生した山火事を教訓として、発災時に障がい者が安全に避難し、安心して避難所を利用できるよう日頃の備えや地域における防災への取組を推進する必要があります。

市では、障がいのある人などが、災害から身を守るために安全な場所へ避難するときに支援を要する人をあらかじめ登録し、発災時に対応する避難行動要支援者名簿を作成しています。この制度は、同意に基づく登録制度であることから、年間の登録状況は、高齢者を含め5割弱にとどまっています。制度の周知についてなお一層の取組が必要です。

また、一向に減らない訪問販売や振り込め詐欺、浪費等金銭管理問題を発端とした多重債務など多様化する消費者トラブルや犯罪被害について、未然に防ぐ取組と、事案発生時の速やかな対応を可能とする関係機関の支援ネットワーク体制を再確認する必要があります。

【課題】

- ・避難行動要支援者名簿登録制度の周知と登録の普及
- ・消費者トラブルや犯罪被害の予防と支援体制の整備

施策の方向

1 災害時の支援体制の充実

地震や洪水等の災害に対し、障がい者、保護者、支援者からは、避難所までの避難、誘導、避難所での障がいのある人への配慮等の対応が求められており、社会福祉施設や医療機関との連携による精神的なケアや、重複障がい者、最重度の障がい者等、一人一人の障がいの特性にも配慮した救援・救護体制を整備します。

また、障がい特性に対応した福祉避難所の確保や避難環境について計画的整備に努めます。

施策	NO.	取組内容
災害発生時の支援体制の充実	98	避難行動要支援者名簿登録者の支援体制の整備
	99	障がい特性に対応した福祉避難所の確保
	100	障がい者避難所環境の計画的整備
	101	災害発生時サービス利用体制の構築

2 消費生活問題等の防止と支援体制の充実

複雑多様化する消費者トラブルを未然に防ぐよう障がいのある人や相談支援事業者等の関係者で情報を常に共有し、対応実績を積み重ねるとともに、トラブル発生時にクーリングオフ等速やかに対応できるよう体制を整えます。

盛岡市消費生活センターからの最新情報の共有・理解によるフレキシブルな予防対応に努めます。

施策	NO.	取組内容
消費生活問題等の防止と支援体制の充実	102	障がいのある人や相談支援事業者等との消費生活問題についての情報共有
	103	迅速な対応のできる支援体制の強化

施策の成果・管理指標

項目	実績（H25）	目標（H36）
障がい者福祉避難所の数	7箇所	15箇所

X 障がい者の差別解消及び権利擁護の推進

現状と課題

国では、障がい者への差別を禁止する障害者の権利に関する条約の発効に当たり、障害者基本法を改正し、地域社会での共生や社会的障壁の除去をはじめとした基本原則を定めました。さらに障がい者に対する虐待の禁止や、国等の責務を定めた障害者虐待防止法を制定し、平成28年（2016年）4月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした障害者差別解消法が施行されます。

岩手県では、これらに先駆けて、障がい者への差別を禁止した障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例を制定し、先駆的な取組が行われており、市では、虐待防止センターを設置するとともに、市民フォーラムを開催し、障がいのある人への差別解消へ取り組んでいます。

権利擁護施策の充実については、成年後見制度の円滑な活用に向けて市民後見人入門講座の実施に取り組んでいます。今後は、成年後見センター等の関係機関と連携し、制度の周知啓発を行うとともに、障害者総合支援法の施行により市町村の必須事業となった市民後見人の育成についてさらに検討する必要があります。

また、障がい者虐待防止に関しては、市の相談窓口を設置しておりますが、障がい者虐待に関する複雑かつ困難な事例に的確に対応するため、庁内外の関係機関・団体との情報共有や連携を図るための体制を強化する必要があります。

【課題】

- ・ 障がい者差別解消に向けた取組の推進
- ・ 成年後見制度についての周知啓発と人材育成
- ・ 虐待等への対応における庁内外の関係機関・団体との連携体制の構築

施策の方向

1 差別解消の推進

障がいのある人が社会的障壁を感じることなく、社会のあらゆる場面で積極的に活動できるよう地域・企業などに対し障がい特性や必要な配慮について普及啓発し、心のバリアフリーに取り組みます。

また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供等に関するガイドライン等を策定し、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

施策	N0.	取組内容
差別解消の推進	104	市民や地域、企業等における障がいへの理解促進
	105	障害者差別解消法での制度内容の周知及び理解の促進
	106	盛岡市職員対応ガイドラインの策定
	107	市の率先した合理的配慮への取組
	108	市の相談体制の強化

2 障がい者の権利擁護

判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が、「親亡き後」も安心して生活することができるよう成年後見制度の利用促進に向けた周知啓発に取り組むとともに、より利用しやすい制度となるよう市民後見人及び法人後見人の育成を促進します。

障がい者に対する虐待の通報に対し迅速かつ的確に対応するとともに、虐待防止に関する広報・啓発活動の実施など障がい者虐待防止を推進します。

また、障がい者虐待において複雑かつ対処困難な事例に的確に対応するため、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図ります。

施策	N0.	取組内容
成年後見制度の利用促進	109	成年後見制度等の周知・啓発の推進
	110	市民・法人後見人育成の支援
障がい者の虐待防止の推進	111	障がい者虐待防止に関する事業の推進
	112	高齢・児童・DVなど関係機関との連携強化

施策の成果・管理指標

項 目	実 績 (H25)	目 標 (H36)
障がい者の暮らしについてのアンケート調査において、いやな思 いをしたことが「まったくない」と答えた人の割合（表15）	50.2%	60%
市民後見人の登録人数	0人	50人

第3章 計画の推進

1 期待される役割

この計画の推進に当たっては、市民、地域、企業、医療・福祉関係機関、行政がそれぞれの立場でお互いに協力し合う必要があります。そのためには、次のような役割が求められます。

○ 市民、地域の役割

- ・ お互いの人格や個性の尊重
- ・ 地域の一員として誰もが参加しやすい地域づくり
- ・ 地域住民やNPO，ボランティアによる支援・協力体制の整備
- ・ 市民の障がい者差別の理解

○ 障がいのある人の役割

- ・ 社会経済活動，地域活動への積極的な参加
- ・ 主体的な生活を送るためサービスの積極的な活用

○ 企業の役割

- ・ 障がいのある人の雇用に向けての積極的な取組
- ・ 組織を活用した積極的なボランティア活動の展開
- ・ 事務所・店舗等建物，交通等に関するユニバーサルデザイン の推進
- ・ ユニバーサルデザインを意識した製品の開発
- ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達

○ 医療・福祉関係機関の役割

- ・ 情報の提供，相談支援
- ・ 地域のニーズに応じたサービスの展開，開発
- ・ 人材の育成

○ 市の役割

- ・ 国や県，盛岡広域圏障害者自立支援協議会，盛岡市自立支援協議会との連携
- ・ サービス基盤の整備
- ・ 相談支援，サービス利用に関するニーズの発見，サービス調整
- ・ 福祉サービス等の適正実施に関する指導
- ・ バリアフリー※・ユニバーサルデザインの推進
- ・ 市民・企業・関係機関との連携，協働
- ・ 障がいのある人の生活状況，ニーズの把握のための当事者及び関係団体等との定期的な意見交換の実施
- ・ 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく物品等の調達
- ・ 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の率先実施

2 計画の評価

本計画の推進に当たっては，その実効性を確保するため，盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会及び盛岡市自立支援協議会へ実施状況を毎年報告するとともに，本計画を平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの前期計画として中間年度に実施状況の調査等確認・評価を行い，修正・変更を加えて，平成32年度（2020年度）から平成36年度（2024年度）までを後期計画として実施することとします。

盛岡市障がい福祉実施計画

平成 27 年度～平成 29 年度

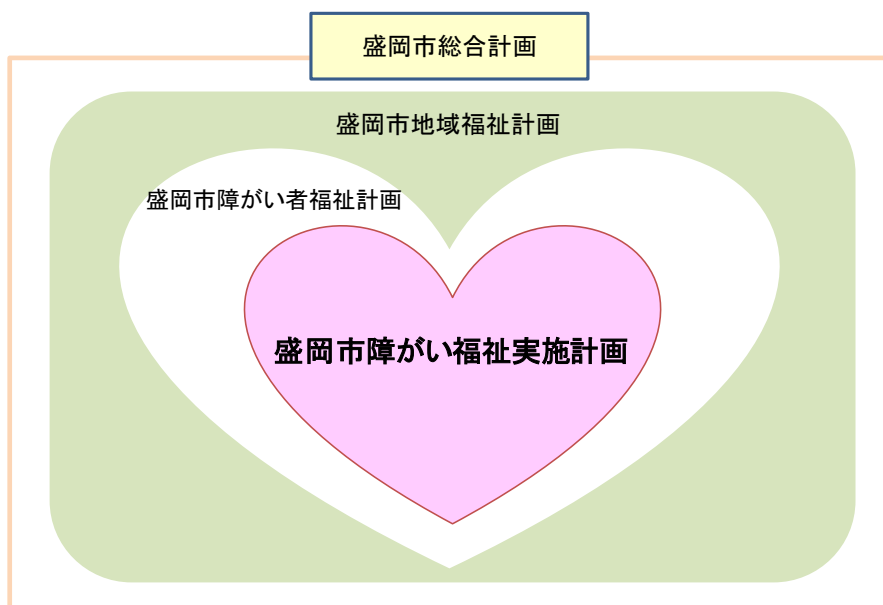
第 1 章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

「第 4 期盛岡市障がい福祉実施計画」（以下「本計画」という。）は、盛岡市総合計画の基本目標を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき策定しました。また、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）に即し、障害者総合支援法の理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」を実現するため、必要な障がい福祉サービスや相談支援等が、地域において計画的に提供できるよう計画したもので、具体的な数値目標を設定するとともに、見込まれる障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための方策を定め、計画的な整備を図ることにより、障がい福祉制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき策定した「盛岡市障がい者福祉計画」施策の体系Ⅶ「障がい福祉サービスの充実」の実施に関する計画として位置付けます。また、盛岡市地域福祉計画、盛岡市高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画、盛岡市子ども・子育て支援事業計画等と調和を保ち策定されています。



3 計画の期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までとします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
障害者 総合支援法	⇒第 4 期実施計画⇒			⇒第5期実施計画⇒			⇒第6期実施計画⇒		
障 害 者 基 本 法	⇒ 盛岡市障がい者福祉計画 ⇒								

4. 計画の対象

本計画は、障害者総合支援法第 4 条第 1 項に規定に基づき身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）及び難病患者並びに同条第 2 項に規定する障がい児を対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の開催

関係団体等から推薦された委員により構成される盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催し、幅広い関係者の意見を反映しています。

(2) 盛岡市自立支援協議会の開催

関係団体等から推薦された委員により構成される盛岡市自立支援協議会を開催し、当事者及び支援機関等の意見を反映しています。

(3) サービス利用状況及びニーズの把握

障がい福祉サービスの必要量を見込むため、これまでのサービスの利用実態を把握するとともに、障がい者へのアンケート調査やヒアリング、障がい者団体との定期的な意見交換等を通じてニーズを把握し、本計画に反映しています。

第2章 基本的方向性

1 計画の基本的考え方

盛岡市総合計画の基本構想に掲げる「障がい者福祉の充実」を図るため、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重されるという「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」の理念を踏まえるとともに、「障害者総合支援法」及び「国の基本指針」に基づいて、次の事項に配慮して計画を策定します。

障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定を尊重するとともに、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を図ります。

障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人及び新たに障がい福祉サービスの対象となった発達障がいや高次脳機能障がい、難病についても、ニーズに合ったサービスの提供と支援を行います。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援という課題に対応したサービスを提供する体制を整備し、障がいのある人を地域全体で支えるため、障がい者の地域生活の拠点づくりと地域の社会資源を活用した支援体制の整備を推進します。

第3章 目標の達成状況

第3期盛岡市障がい福祉実施計画の達成状況は、次のとおりです。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者のうち、施設を退所してグループホームやアパート・一般住宅等地域での生活へ移行する人について、数値目標を設定し、取り組みました。

基本指針

- 平成26年度末に平成17年10月利用者(395人)の3割以上を地域移行する。
- 平成26年度末に平成17年10月利用者(395人)の1割以上を削減する。

項目	目標値	実績 (平成25年度末)	達成率	備考
地域生活移行者数	118人	96人	81.4%	平成25年度末入所支援利用者数 258人
削減数	39人	152人	389.7%	

【成果】入所施設利用者の削減は、目標を大きく上回り達成されました。退所者は、死亡・他法施設への入所又は入院する方もあり、一定数が地域移行には至りませんでした。

2 通所サービスの利用から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて障がいのある人の一般就労への移行を推進しました。

基本指針

- 就労支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行した人数
・平成17年度の一般就労移行実績の4倍以上が望ましい。

項目	実績 平成17年度末	目標値	実績 平成25年度末	達成率
一般就労移行者数	4人	16人	18人	125.0%

【成果】就労系支援事業の充実により目標が達成し、障がいのある人が地域において、経済的に自立した生活が促進されました。

第4章 サービス利用の現状

1 サービス提供基盤の整備状況

障害者自立支援法施行以降の障がいのある人への支援は、地域生活での支援を中心として訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等の在宅サービスの提供体制が整備されてきました。

本市におけるサービス種類ごとの障がい福祉サービス事業所等の数は、表-1のとおりです。

訪問系サービス

【表-1：①事業所等の数】

(単位：事業所)

区 分	事業所数	
	平成23年12月	平成26年7月
居宅介護	37	45
重度訪問介護	30	35
同行援護	—	14
行動援護	4	3

課題と対応策

居宅介護・重度訪問介護は、地域生活を維持する上で有用なサービスであり、介護保険事業所からの参入もあり、事業所は増加しています。視覚障がいのある人の外出支援である同行援護は、事業所数も少なく資格を持ったヘルパーも不足しています。

行動障害のある障がいのある人への支援である行動援護は、ヘルパーに求められる技術水準も高いことありますが、潜在的ニーズもあることから対応できるヘルパーの確保が課題となっています。

対応策：ヘルパーの情報交換会の実施等により、同行援護や行動援護の理解を促します。

日中活動系サービス

【表-1：②事業所等の数】

(単位:事業所, 人)

区 分	平成23年12月		平成26年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
生活介護	12	288	14	397
自立訓練(機能訓練)	1	20	1	20
自立訓練(生活訓練)	3	22	5	44
就労移行支援	6	40	13	149
就労継続支援(A型)	8	160	17	305
就労継続支援(B型)	20	455	30	644
短期入所	7	29	7	18

課題と対応策

就労系サービス事業所は、ニーズの高まりにより事業所数が大きく伸びていますが、障がいのある人が選べる作業が限定されており、作業の種類を増やすことが課題となっています。

また、重度の障がいのある人が利用できる生活介護事業所及び短期入所が不足しています。自立訓練(機能訓練, 生活訓練)は、利用期間が設定されていることから、期間内に事業成果を上げることが課題となっています。

対応策：日中活動のニーズの把握や、各事業所の作業内容紹介資料の作成や支援員の情報交換の機会を設けます。また、生活介護事業等利用希望者のニーズを事業者へ情報提供し、事業実施を促します。

居住系サービス

【表-1：事業所等の数】

(単位:事業所, 人)

区 分	平成23年12月		平成26年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
グループホーム	43	242	43	249
ケアホーム ※1	7	36	—	—
施設入所支援	3	128	5	228
(旧)入所サービス ※2	2	100	—	—

※1 ケアホームの事業所数は、グループホームとケアホーム一体型の事業所数を含んでいます。

※2 (旧)入所サービスは、「障害者自立支援法」施行以前の法律に基づくサービス内容であり、経過措置として平成23年度まで存続していたものです。

課題と対応策

グループホームとケアホームが統合されグループホームとなりましたが、保護者の高齢化や障がいのある人の高齢化により居住系サービスのニーズが高まっており、サービス量の確保が課題となっています。

対応策：事業実施希望事業所と協議し、増設や定員の増加に努めます。

地域生活支援事業

【表-1：地域生活支援事業所等の数】

(単位：事業所、人)

区 分	平成23年12月		平成26年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
地域活動支援センターⅠ型	1	20	1	20
地域活動支援センターⅡ型	6	89	10	154
地域活動支援センターⅢ型	7	92	5	49
訪問入浴サービス事業	5	—	5	—
日中一時支援	48	283	55	335
移動支援	29	—	37	—

課題と対応策

地域活動支援センターⅠ型事業所では、精神障がい者からの相談が多く、相談内容が複雑多岐に渡っており、相談員の支援技術の向上が課題です。Ⅲ型事業所は、利用者も少なく運営が厳しい状況であり、障がい福祉サービス事業所への移行が課題です。

対応策：Ⅰ型事業所は相談員の勉強会等を実施します。Ⅲ型事業所は障がい福祉サービス事業所への移行を支援します。

2 サービス利用の状況

サービス種類ごとの利用状況は、表-2のとおりです。

(利用者数は、本市が援護している人数であり、本市以外でサービスを利用している人数を含みません。)

訪問系サービス

【表-2：①訪問系サービスの状況】

(単位：人，時間)

区 分		平成 24 年 7 月	平成 25 年 7 月	平成 26 年 7 月
居宅介護	利用見込者数	262	281	301
	利用者数	258	255	290
	利用見込時間	4,837	5,504	6,262
	利用時間	4,343	4,409	5,067
重度訪問介護	利用見込者数	26	40	62
	利用者数	22	17	15
	利用見込時間	4,221	5,738	7,798
	利用時間	3,973	4,141	3,951
同行援護	利用見込者数	10	29	34
	利用者数	5	7	19
	利用見込時間	100	290	340
	利用時間	50	68	150
行動援護	利用見込者数	9	15	23
	利用者数	3	3	3
	利用見込時間	95	158	242
	利用時間	40	36	31
重度障害者等包括支援	利用見込者数	0	0	0
	利用者数	0	0	0
	利用見込時間	0	0	0
	利用時間	0	0	0

課題と対応策

居宅介護、同行援護等のサービス利用者や利用時間は増加しており、この増加傾向は今後も続くものと見込まれます。重度訪問介護と行動援護は横ばいですが、利用者が限定されており、サービスの周知とニーズの再確認が必要です。

対応策：重度訪問介護と行動援護について、相談支援事業者と連携し、情報提供に努めます。

日中活動系サービス

【表-2：②日中活動系サービスの状況】

(単位：人，時間)

区 分		平成 24 年 7 月	平成 25 年 7 月	平成 26 年 7 月
生活介護	利用見込者数	546	682	852
	利用者数	508	531	551
自立訓練（機能訓練）	利用見込者数	3	4	5
	利用者数	3	3	2
自立訓練（生活訓練）	利用見込者数	38	57	86
	利用者数	30	31	32
就労移行支援	利用見込者数	41	62	93
	利用者数	51	72	88
就労継続支援（A型）	利用見込者数	185	246	327
	利用者数	187	224	255
就労継続支援（B型）	利用見込者数	547	625	715
	利用者数	510	558	632
療養介護	利用見込者数	70	75	80
	利用者数	48	50	50
短期入所	利用見込者数	113	125	139
	利用者数	137	178	138

課題と対応策

生活介護サービス利用者は、見込みを下回っていますが、重度の障がいのある人が求める生活介護サービスへのニーズは満たされていません。就労系サービス利用者も、見込みを下回っているものの、利用者が選択できる作業を増やしていくことが課題となっています。短期入所については、常に満床に近い状態であり、利用希望者のニーズに対応できなくなっています。

対応策：生活介護や短期入所については、事業者間の連携を図り、利用状況の発信を行うとともに、ニーズに沿ったサービス基盤の整備ができるよう事業者との調整に努めます。就労系サービスについては、一般就労を目指した支援の充実を推進するとともに、事業者と連携を図りながら利用者ニーズに応えられるような取組を促します。

居住系サービス

【表-2：③居住系サービスの状況】

(単位：人，時間)

区 分		平成 24 年 7 月	平成 25 年 7 月	平成 26 年 7 月
共同生活援助 ※（グループホーム）	利用見込者数	127	131	135
	利用者数	110	100	304
共同生活介護 （ケアホーム）	利用見込者数	173	193	214
	利用者数	160	170	－
施設入所支援	利用見込者数	257	250	243
	利用者数	261	273	254

※グループホームとケアホームは、平成26年度にグループホームサービスに統合されました。

課題と対応策

グループホームは、施設入所者や長期入院患者等の地域移行の受け皿の役割を担っており、予定された利用者分のサービスが提供されましたが、潜在的な需要があります。施設入所支援は、地域移行の取組により減少しています。

対応策：グループホームには、潜在的ニーズがあることから、未設置の法人や事業拡大を計画している法人への積極的取組を促します。

地域生活支援事業

【表-2：④地域生活支援事業の状況（個別給付）】

（単位：人）

区 分		平成 24 年 7 月	平成 25 年 7 月	平成 26 年 7 月
計画相談支援	利用見込者数	41	117	204
	利用者数	9	8	98
地域移行支援	利用見込者数	35	30	30
	利用者数	0	0	0
地域定着支援	利用見込者数	20	20	20
	利用者数	0	0	0
地域活動支援センター （Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ型）	利用見込者数	401	391	385
	利用者数	399	274	339
訪問入浴サービス事業	利用見込者数	7	6	7
	利用者数	8	8	8
日中一時支援	利用見込者数	286	286	286
	利用者数	281	297	322
移動支援	利用見込者数	50	37	43
	利用者数	42	42	49
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業 ※	利用見込者数	－	－	0
	利用者数	－	－	0

※平成26年度実施の新規事業

課題と対応策

相談支援事業は、サービス等利用計画作成に関するニーズの増大により、大きな伸びとなっており、相談支援の質の向上が課題となっています。

地域活動支援センターは、Ⅱ型の利用者が増加していますが、Ⅲ型は福祉サービスへの移行した事業所があるため減少となっています。地域移行支援・地域定着支援については、利用実績がないことが課題となっています。移動支援については、同行援護サービスへの利用移行が見込まれますが、サービス周知が課題となっています。

対応策：相談支援専門員の勉強会等の開催によりスキルアップを図ります。地域活動支援センターⅢ型は、障がい福祉サービス事業への転換を図ります。相談支援事業者と連携して地域移行支援や地域定着支援の活用を進めます。

【表-2：④地域生活支援事業の状況（その他の事業）】

（単位：人/年）

区 分		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
社会参加促進事業							
・生活支援事業	実績	7	577	7	587	7	561
	見込	10	278	10	273	10	273
・点字広報発行事業	実績	1	77	1	73	1	73
	見込	1	78	1	77	1	77
・障がい者スポーツ大会開催	実績	1	253	1	258	1	290
	見込	1	241	1	257	1	275
・スポーツ振興	実績	6	247	6	240	6	278
	見込	6	264	6	264	6	264
・自動車関係（免許、改造）	実績	10	10	9	9	9	9
	見込	12	12	12	12	12	12
・福祉電話	実績	28	28	26	26	22	22
	見込	28	28	28	28	28	28
・手話奉仕員養成研修事業	実績	1	13	1	22	1	18
	見込	1	25	1	30	1	30

課題と対応策

社会参加促進事業は、スポーツ関連事業が伸びていますが、文化活動がないことが課題となっています。点字広報や福祉電話はユーザーが限定的であり、手話奉仕員養成研修も一定の需要あるものの、研修後に引き続き学ぶ場がないことが課題でとなっております。

対応策：手話奉仕員養成研修修了者について、手話サークル等技能活用と技術向上の場の情報提供を行います。文化活動については、障がい者文化祭の開催等、創作活動の発表の場を提供し、文化活動の推進に努めます。

第5章 計画の目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者のうち、施設を退所してグループホームやアパート・一般住宅等地域での生活へ移行する人について、市の現状や国の定めた基本指針を踏まえ数値目標を設定します。

項 目	数 値	備 考
平成 25 年度末入所者数（A）	258 人	福祉施設入所者のうち平成 25 年度末入所施設者数
【目標値】地域生活移行者数	<u>32 人</u>	A の 12%以上が地域生活へ移行
【目標値】削減数	<u>16 人</u>	A の 4 %以上の施設入所者数削減

《目標値の考え方》

地域移行の目標数値は、国の基本指針によれば、平成 25 年度末入所施設者（258 人）の 12%以上の地域生活へ移行（31 人）とされていますが、第 1 期～第 3 期計画において、地域移行が可能な人の移行が図られており、今後の地域移行の実現には障がいの重度化と高齢化といった課題があり、このような状況や、現在の地域移行希望者の状況を踏まえ、目標値を国の基本指針を超える 32 人 とします。

また、削減数の目標値は、国の基本指針の平成 29 年度末入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4 %（11 人）以上削減することとされていますが、第 3 期計画では、目標値を大きく上回る削減がなされたことから、新規施設入所者数を施設退所者（32 人）の半数と見込み、国の基本指針を上回る 16 人 とします。

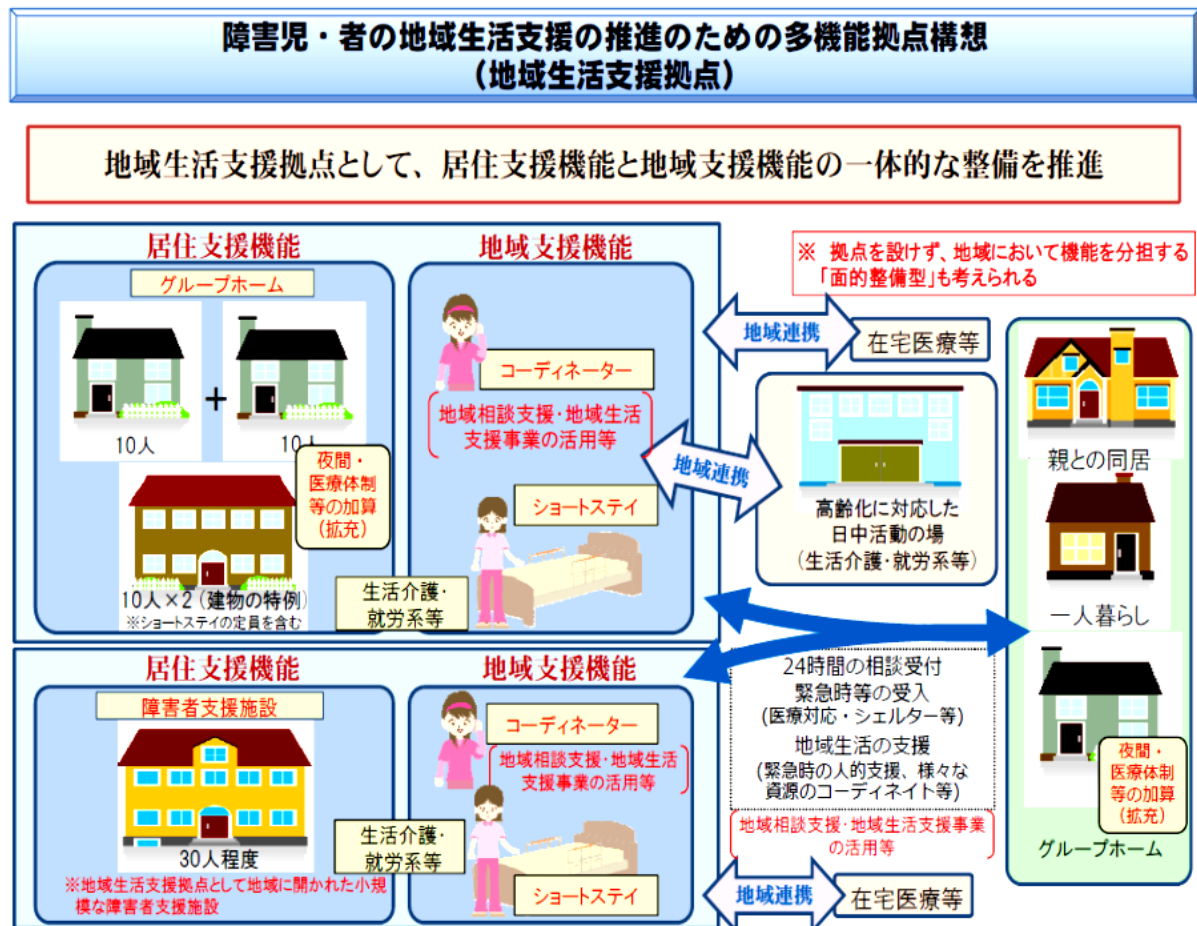
2 障害者の地域生活の支援拠点等の整備(新規事業)

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援機能と地域支援機能の一体的な拠点整備や、地域の事業者の連携による地域全体で支える仕組みについて実施方法を検討し、支援体制を整備します。

項 目	平成 29 年度目標値
障害者の地域生活の支援拠点等の整備数	1 箇所

《目標値の考え方》

平成29年度末までに障がい福祉圏域に少なくとも1箇所整備するという国の基本指針を踏まえ、盛岡市自立支援協議会において、平成29年度末までに障害福祉圏域(盛岡広域圏障がい者自立支援協議会管内)に、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等の設置方法について検討を進め、その結果を踏まえ対応します。



3 通所サービスの利用から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて障がいのある人の一般就労への移行を推進します。

項 目	数値
平成 24 年度の一般就労移行者数	8 人
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数	<u>18 人</u>
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	57 人
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	<u>113 人</u>
【目標値】平成 29 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	<u>5 割</u>

《目標値の考え方》

○一般就労移行者数は、国の基本指針によれば、平成 24 年度実績（8 人）の 2 倍（16 人）とされておりますが、直近の状況を踏まえ、目標値を国の基本指針を上回る 18 人 と設定します。

○就労移行支援事業利用者数は、アセスメント利用が見込まれることから、目標値を平成 25 年度末時点での就労移行支援事業の利用者の 6 割（92 人）以上 増加という国の基本指針を上回る 113 人 と設定します。

○平成 29 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の全体に占める割合は、目標値を国の基本指針である 5 割 と設定します。

第6章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの見込量は、平成24年度から平成26年度までの利用実績や増減傾向を踏まえ、利用者の意向や平均的な一人当たりの利用量を参考にして算出しています。

見込量に関しては、自立支援協議会において協議するとともに、関係機関やサービス提供事業者との連携を図りながら確保することになります。

(1) 訪問系サービスの見込量

サービス体系	単位	平成26年 7月実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①居宅介護	実人数	290	310	330	350
	時間分	5,067	5,416	5,765	6,115
②重度訪問介護	実人数	15	20	25	30
	時間分	3,951	5,268	6,585	7,902
③同行援護	実人数	19	24	29	34
	時間分	150	189	228	268
④行動援護	実人数	3	5	7	9
	時間分	31	51	72	92
⑤重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

見込量の考え方

①居宅介護（ホームヘルプ）は、利用者が伸びていることから、毎年20人ほどの実利用者が増えていくものと見込みます。サービス提供事業者は介護保険事業者の参入もあり充足しています。

年度ごとに②重度訪問介護は5人、③同行援護は5人、④行動援護は2人の利用者増を見込みます。

④行動援護や⑤重度障害者等包括支援の利用者は、現在少ない状況ですが、相談支援事業者等と連携してサービス内容や利用対象となりそうな障がいのある人に対し、利用事例等の情報提供を行うとともに、サービス提供事業所の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス体系	単位	平成26年 7月実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①生活介護	実人数	551	558	565	572
	時間分	11,054	11,215	11,376	11,537
②自立訓練(機能訓練)	実人数	2	4	4	5
	時間分	44	71	71	91
③自立訓練(生活訓練)	実人数	32	37	38	39
	時間分	59	60	62	64
④就労移行支援	実人数	88	92	100	113
	時間分	1,486	1,386	1,536	1,742
⑤就労継続支援(A型)	実人数	255	267	295	323
	時間分	5,321	5,578	6,399	7,220
⑥就労継続支援(B型)	実人数	632	679	751	824
	時間分	12,334	11,632	12,901	14,170
⑦療養介護	実人数	50	50	50	51
⑧短期入所	実人数	138	150	155	160
	時間分	700	768	794	822

見込量の考え方

活介護の利用者は、毎年7人の増加を見込みますが、特に重度心身障害者の受入れのできる事業所が不足していることから、新たな参入を促進するとともに、相談支援事業者と連携してサービス情報を提供します。

④平成27年度から就労移行支援の増加は、就労継続支援B型事業所の利用前に利用することを見込みます。⑤⑥の就労支援系の事業は、事業者間のネットワーク化や、もりおか福祉ブランドの推進、物品優先調達法による公官庁への事業所製品の販路の拡大等により工賃増額を図り、効果的な就労支援となるよう内容の充実を図ることから大幅増を見込みます。

⑦療養介護は、長期入院患者への福祉サービスであることから、おおむね現在の利用者が継続して利用するものと見込みます。

⑧短期入所は、より重度の障がいのある人の利用希望が多い障がい福祉サービスであり、毎年5人の実利用者が増える見込みです。今後も、身近な地域でサービスを利用できるよう利用希望者へ情報提供を行い、重症心身障害者の受入れについても、新設や増床について関係機関と連携し、サービス提供体制の充実に努めます。

(3) 居住系サービスの見込量

サービス体系	単位	平成26年 7月実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①共同生活援助 (グループホーム)※1	実人数	304	316	328	340
②施設入所支援	実人数	254	252	247	242

見込量の考え方

共同活動援助は、地域移行の有効な受け皿であり、入所施設等からの地域移行が進むものとして、毎年2ホームの新設により12人増を見込みます。

サービス提供事業者の参入を促進するため、国の補助事業等を活用し、施設整備費の一部助成を行い、事業者によるグループホームの設置を支援するとともに、サービス提供の実績のない事業者に対しては、必要な情報提供を行い、新規参入ができるよう努めます。

②施設入所支援は、国において削減の目標が示されていることから、地域移行者数を踏まえて、16人の利用減を見込みます。

(4) 相談支援サービスの見込量

サービス体系	単位	平成26年 7月実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①計画相談支援	実人数	204	183	193	202
②地域移行支援	実人数	0	10	10	10
③地域定着支援	実人数	0	10	10	10

見込量の考え方

計画相談支援は、平成27年4月からのサービス等利用計画作成の義務化に対応した見込量です。平成26年度末は1,100件の計画作成の見通しであり、27年度はセルフプランからの切り替え需要があると見込みます。その後はおおむね5%の利用増を見込みます。

②地域移行支援、③地域定着支援は、未利用のサービスですが、相談支援専門員間の情報交換の場や各種研修会の開催による支援技術の向上などにより、サービスの利用を図ります。

(5) 障がい児支援サービスの見込量

特別な支援を必要とする障がい児等への支援について、幼児期、学齢期等ライフステージにおいて切れ目のない支援が行われるよう保健、医療、教育等関連機関との連携した支援・サービスを行います。

※第4期障がい福祉実施計画からサービス見込量等を策定。

種類	区分	単位	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①児童発達支援	延利用日数	人日	1,256	1,374	1,436	1,500
	実利用者数	人	105	115	120	125
②放課後等デイサービス	延利用日数	人日	3,381	4,519	5,019	5,519
	実利用者数	人	271	384	434	484
③保育所等訪問支援	延利用日数	人日	32	55	88	121
	実利用者数	人	3	5	8	11
④医療型児童発達支援	延利用日数	人日	143	157	157	157
	実利用者数	人	11	14	14	14
⑤障がい児相談支援	実利用者数	人	0	75	79	83

見込量の考え方

- ① 児童発達支援は、障がいのある児童が増加傾向にあり、特に発達障害の幼児が増えていることから、毎年5人の利用者増を見込みます。
- ② 放課後等デイサービスは、多様な障がいに対応しており、毎年50人のサービス利用者が増えると見込みます。なお、サービス提供事業所が不足しており、利用希望者のニーズに応えられない状況になっていることから、事業者との連携により、サービス量の確保に努めます。
- ③ 保育所等訪問支援は、発達障がいのある児童の増加に伴い、毎年3人増と見込みます。
- ④ 医療型児童発達支援は、利用者が固定していることから増減はないものと見込みます。
- ⑤ 障がい児相談支援は、障がい児福祉サービス利用者の増加とともに増えていくと見込みます。必要なサービスについては、障がい児相談支援事業者とも連携して情報提供等を図ることで事業参入を促進し、サービス量の確保に努めます。

2 地域生活支援事業

① 相談支援事業

区分	平成25年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数
(1)障害者相談支援事業	5		5		5		5	
基幹相談支援センター ※設置の有無	無		無		無		有	

見込量の考え方

地域の実情に応じ適切かつ効果的な相談支援事業を実施するため、盛岡広域圏内の市町が共同で相談支援事業を実施します。また、平成29年度を目途に基幹相談支援センターを設置します。

② 成年後見制度利用支援事業

区分	平成25年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数
(2)成年後見制度利用支援事業		2		2		3		3

見込量の考え方

関係機関との連携により、制度の利用が必要な人の把握に努めます。

③ コミュニケーション支援事業

(単位：人/年)

区分	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施箇所数	実利用 見込者数	実利用 見込者数	実利用 見込者数
(3)コミュニケーション支援事業				
(A)手話通訳者設置事業 設置見込者数	2	2	2	2
(B)手話通訳実利用者数				
・手話通訳派遣事業	87	65	70	75
・要約筆記者派遣事業	92	45	45	45

※平成26年度から一部事業が県地域生活支援事業で実施されます

見込量の考え方

手話通訳者設置事業は、2人の設置を継続します。手話通訳者派遣事業の利用見込数は、毎年5人増を見込みます。要約筆記奉仕員派遣事業は、利用者の状況に大きな変化はないものと見込みます。

④ 日常生活用具給付等事業

(単位：人/年)

区分	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実利用者数	実利用 見込者数	実利用 見込者数	実利用 見込者数
(4)日常生活用具給付等事業				
①介護訓練支援用具	11	15	15	15
②自立生活支援用具	42	45	50	55
③在宅療護等支援用具	77	85	90	95
④情報意思疎通支援用具	101	110	115	120
⑤排泄管理支援用具	5,233	5,600	5,800	6,000
⑥居宅生活動作補助用具	6	6	6	6

見込量の考え方

個々の障がいの状況や必要性を把握し、適切な給付等を行います。障がい者の増加とともに、需要も増加傾向のまま推移すると見込みます。

特に排泄管理支援用具は、障害のある人の高齢化に伴い、確実に増加するものと見込みます。

⑤ 移動支援事業

(単位：人/年)

区分	平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実利用者数	実利用 見込者数	実利用 見込者数	実利用 見込者数
(5)移動支援事業				
(A)実利用見込者数	71	81	86	92
(B)延べ利用見込時間数	3,443	4,520	5,179	5,934

見込量の考え方

移動支援サービスを提供する事業所を確保し、障がいのある人の移動支援を行います。なお、このサービスは、同行援護に順次移行していくものの、その後の新たな利用者も増加するものと見込みます。

⑥ 地域活動支援センター事業

区分	平成25年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数
⑥地域活動支援センター事業 ※他市町村に所在する地域活動支援センターを利用する者がいる場合は、上段に自市町村分、下段に他市町村分を記載。	15	363	16	410	16	410	16	410
	1	1	1	1	1	1	1	1

見込量の考え方

域活動支援センター事業の特色を生かした運営による障がい福祉サービスとの連携等障がいのある人への多様なサービス提供の場として、現状のサービス量と見込みます。

⑦ その他の事業

その他の事業については、次に掲げる事業を実施し、見込量を確保します。

(ア) 訪問入浴サービス事業

区分	平成25年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数
①訪問入浴サービス事業	5	8	7	9	7	10	7	11

(イ) 日中一時支援事業

(単位：人/月)

区分	平成25年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数
②日中一時支援事業	50	398	56	422	57	435	58	448

(ウ) 社会参加促進事業

障がい者スポーツ大会の開催，点字広報発行，スポーツ振興，自動車改造助成，自動車運転免許取得助成，手話奉仕員養成研修，福祉電話設置等助成及び各種生活訓練などの事業を実施し，障がいのある人の社会参加を促進します。

(単位：人/年)

区分	平成25年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数	実施 見込箇所数	実利用 見込者数
③社会参加促進事業								
・生活支援事業	7	561	4	150	4	150	4	150
・点字広報発行事業	1	73	1	65	1	65	1	65
・障がい者スポーツ大会開	1	290	1	320	1	325	1	330
・スポーツ振興	6	278	7	339	7	384	7	434
・自動車関係（免許、改造	9	9	11	11	11	11	11	11
・福祉電話	22	22	21	21	21	21	21	21
・手話奉仕員養成研修事業	1	18	1	20	1	20	1	20
・障がい者文化祭事業			1	100	1	120	1	140

見込量の考え方

訪問入浴サービス事業は、平成26年に1件の申込みがあったことから、1人の増加を見込みます。

日中一時支援は、短時間や通所者の不規則な利用などのニーズがあり、増加傾向であることから、毎年13人の増加を見込みます。

スポーツ関係の2事業は、障がいのある人への理解促進や社会参加のために必要な事業であり、多くの方が参加できるよう取り組みます。

障がい者文化祭の開催は、平成27年度から新たに取り組む事業です。その他の事業は、利用者が固定していることから、横ばい傾向が続くものと見込みます。

第7章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、市町村障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉実施計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル※）とされています。

※PDCAサイクル：継続的に業務改善を行う手法の一つ。Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Act（改善）のサイクルが繰り返し行われる。

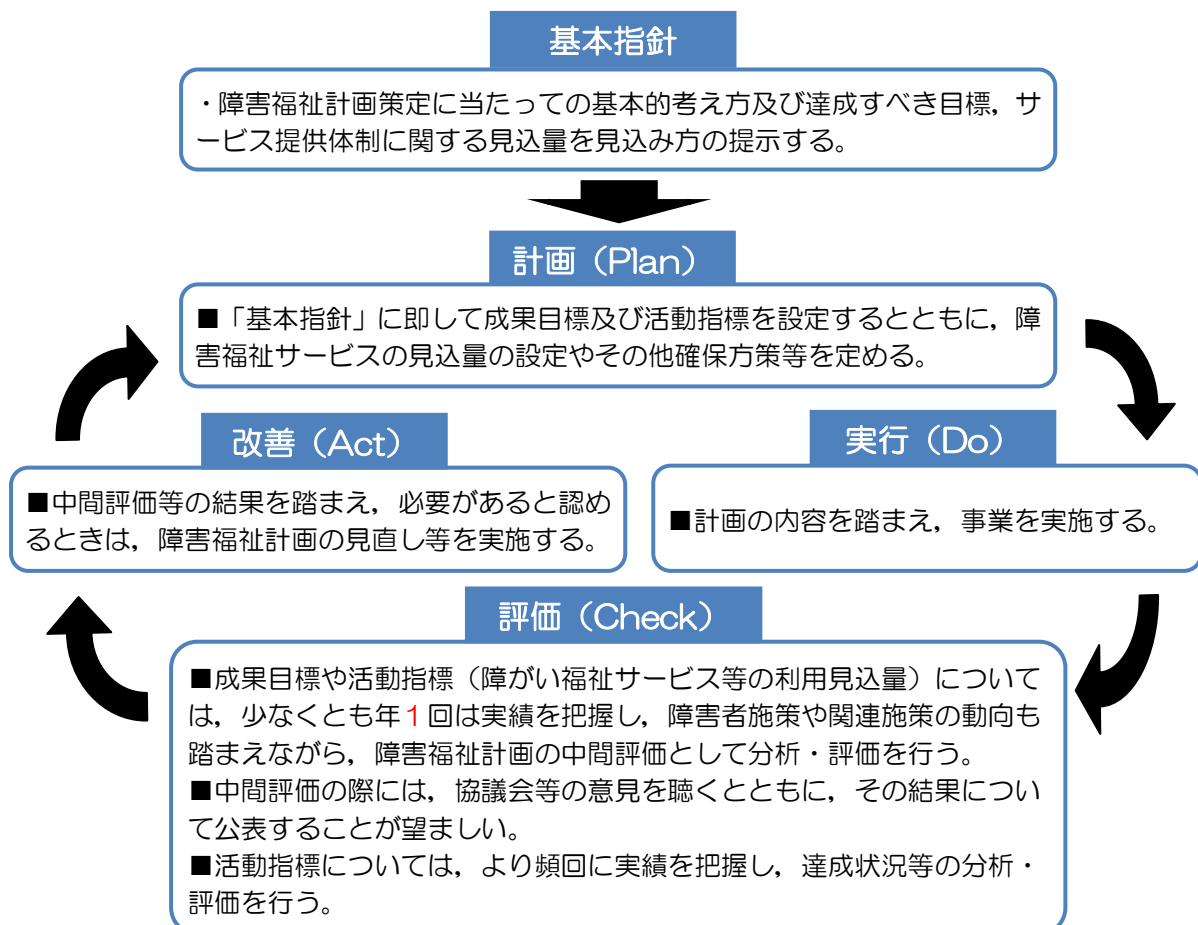
1 本計画におけるPDCAサイクル

本計画の成果目標（平成29年度目標）及び活動指標（平成29年度サービス見込量）については、毎年実績を把握し、各事業の進捗状況等に関して、盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や盛岡市自立支援協議会において点検・評価を受けるとともに、その結果について盛岡市ホームページ等で公表します。

2 点検・評価結果の反映

盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や盛岡市自立支援協議会における点検・評価において、必要があると認めるときは、計画の変更等行うものとする。

（障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ）



資料編

【資料】アンケート結果

I 障がい者理解の促進

表 1

Q あなたは、障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

N=1445 (％)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
よくある	5.7 (7.3)	11.1 (21.8)	16.0 (18.3)	2.6 (2.4)	24.1 (-)	7.8 (9.4)
時々ある	28.4 (20.0)	43.7 (33.3)	38.9 (34.2)	19.5 (8.5)	48.3 (-)	31.5 (22.3)
まったくない	55.9 (72.7)	25.3 (44.8)	37.7 (45.5)	74.0 (89.0)	24.1 (-)	50.2 (46.4)

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕（未回答あり）

※（）内は平成20年度実施の人数（発達障がい者については20年度実施せず）

表 2

Q あなたは、日常生活において身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方とどの程度接する機会がありますか。

(％)

	平成 20 年度			平成25年度
	身体	知的	精神	障がい者
毎日	11.0	4.9	5.3	14.6
週に数回	8.8	6.0	3.2	11.4
月に数回	13.8	6.7	5.7	8.8
年に数回	23.0	20.1	11.3	22.3
ほとんどない	42.4	55.5	67.5	42.1

〔平成25年実施「障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査」から〕

※平成25年度は障がい者まとめた回答

表 3

Q あなたは、障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるために何が必要だと考えますか
(2つ以内で複数回答可：上位5項目のみ記載)

(％)

	平成20年度	平成25年度
学校での福祉教育の充実を図ること	43.1	38.2
障がい者が生活できるよう、環境整備を図ること	-	34.5
日常生活で障がい者と接する機会が多くなること	36.4	25.3
企業などが積極的に福祉活動に携わること	22.3	23.8
マスコミを通じて障がい者の生活をよく知ってもらうこと	20.8	19.1

〔平成25年実施「障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査」から〕

※平成25年度は障がい者まとめた回答

表 4

Q あなたは、障がい者の福祉に関心がありますか。(%)

	平成 20 年度	平成25年度
非常に関心がある	17.7	18.0
ある程度関心がある	51.6	45.5
どちらともいえない	19.7	21.2
あまり関心がない	9.2	11.2
まったく関心がない	1.8	2.1

〔平成25年実施「障がい者や障がい者福祉に関する市民意識調査」から〕

※ () 内は平成20年度実施の人数（発達障がい者については20年度実施せず）

Ⅱ 相談支援体制の充実

表 5

Q あなたの相談内容や不安に思っていることはどのようなことですか。
(3つ以内で複数回答可) (%)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
健康のこと	61.9 (75.6)	44.7 (48.7)	54.9 (58.8)	79.2 (19.2)	20.7 －	59.0 (71.3)
経済的なこと	39.0 (50.7)	22.6 (35.9)	61.7 (56.3)	48.1 (50.6)	41.4 －	39.9 (50.0)
家庭・家族のこと	18.2 (22.4)	15.3 (12.8)	19.1 (22.7)	27.3 (21.3)	10.3 －	18.3 (21.0)
進路・就職・仕事のこと	2.9 (5.9)	6.8 (22.4)	12.3 (14.3)	9.1 (9.0)	44.8 －	5.7 (9.1)
住居のこと	5.8 (6.6)	4.2 (3.2)	10.5 (12.6)	5.2 (4.5)	3.4 －	6.0 (6.7)
結婚のこと	1.3 (1.0)	3.2 (5.1)	8.6 (6.7)	6.5 (2.2)	13.8 －	2.9 (2.0)
将来のこと	17.8 (19.4)	47.9 (50.6)	45.7 (38.7)	28.6 (25.8)	62.1 －	26.4 (24.8)
生きがいのこと	6.9 (14.0)	4.7 (7.7)	12.3 (15.1)	10.4 (6.7)	17.2 －	7.6 (12.8)
身の回りの世話のこと	20.6 (28.5)	27.9 (33.3)	6.8 (16.0)	1.3 (18.0)	6.9 －	18.7 (26.6)
友人のこと	0.7 (1.1)	2.1 (2.6)	1.2 (3.4)	0.0 (0.0)	6.9 －	1.0 (1.4)
職場や近所などの人間関係のこと	3.0 (2.2)	7.4 (10.3)	5.6 (10.1)	5.2 (4.5)	13.8 －	4.2 (4.0)
災害・火災・防犯のこと	11.0 (14.0)	8.9 (5.8)	2.5 (5.0)	5.2 (3.4)	6.9 －	9.4 (11.4)
その他	2.5 (2.0)	3.2 (8.3)	3.1 (5.9)	2.6 (1.1)	3.4 －	2.7 (3.0)

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

※ () 内は平成20年度実施の人数（発達障がい者については20年度実施せず）

表 6

Q あなたが主に相談する相手はどなたですか。(3つ以内で複数回答可) (%)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
同居の家族	60.1 (67.1)	71.1 (56.2)	52.5 (49.2)	68.8 (77.5)	69.0 －	61.3 (65.7)
その他の親族	21.0 (21.3)	5.8 (11.1)	21.0 (13.1)	31.2 (20.2)	20.7 －	19.5 (19.5)
岩手県福祉総合相談センター職員	3.0 (2.9)	5.3 (4.3)	3.1 (4.1)	1.3 (1.1)	6.9 －	3.3 (3.2)
市役所職員	8.8 (20.6)	10.5 (23.5)	11.1 (18.9)	1.3 (2.2)	6.9 －	8.9 (19.1)
保健所職員	0.8 (1.2)	0.5 (0.6)	1.2 (1.6)	1.3 (6.7)	0.0 －	0.8 (1.6)
サービス提供事業者（施設職員等）	10.8 (14.1)	44.7 (40.7)	13.0 (13.9)	3.9 (3.4)	3.4 －	15.0 (16.0)
身体や知的の障害者相談員	4.0 (2.7)	7.4 (8.0)	0.6 (2.5)	0.0 (0.0)	6.9 －	3.9 (2.7)
障害者相談支援事業者	3.4 (3.6)	5.8 (3.7)	8.0 (10.7)	1.3 (0.0)	10.3 －	4.3 (3.9)
民生委員	6.7 (7.3)	1.6 (2.5)	2.5 (7.4)	1.3 (1.1)	0.0 －	5.1 (5.7)
知人・友人・ボランティア	14.5 (14.6)	13.7 (18.5)	14.2 (17.2)	35.1 (20.2)	31.0 －	15.8 (15.8)
医師・看護師・医療スタッフ	22.6 (41.6)	11.6 (16.0)	55.6 (59.0)	37.7 (50.6)	41.4 －	26.0 (41.2)
学校の先生	0.1 (1.7)	1.1 (13.6)	0.0 (0.0)	0.0 (2.2)	10.3 －	0.4 (2.8)
同じ障がいや病気の人	5.4 (5.5)	7.4 (6.2)	6.8 (9.8)	0.0 (4.5)	10.3 －	5.6 (5.7)
その他	3.9 (3.3)	3.7 (9.3)	4.9 (1.6)	3.9 (4.5)	3.4 －	3.9 (3.9)
相談できる人はいない	6.2 (5.4)	4.7 (4.3)	4.9 (8.2)	9.1 (5.6)	0.0 －	5.9 (5.3)
相談ごとはない	5.7 (3.1)	1.6 (1.2)	3.7 (2.5)	5.2 (3.4)	0.0 －	4.8 (2.8)

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

※ () 内は平成20年度実施の人数（発達障がい者については20年度実施せず）

V 社会参加・交流の促進

表 7

Q 日ごろどれくらい外出しますか？ (%)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
ほぼ毎日	38.9 (34.1)	79.5 (67.5)	34.0 (28.8)	64.0 (—)	69.0 (—)	45.6 (38.4)
週に2・3回程度	29.7 (30.5)	6.8 (13.3)	30.9 (34.7)	20.8 (—)	20.7 (—)	26.2 (28.9)
週に1回程度	11.3 (11.6)	3.2 (6.0)	11.1 (13.6)	6.5 (—)	0.0% (—)	9.8 (11.1)
月に2回程度	9.7 (8.8)	3.7 (6.0)	11.1 (11.0)	5.2 (—)	0.0 (—)	8.7 (8.5)
まったく外出しない	4.9 (15.0)	3.7 (7.2)	6.8 (11.9)	0.0% (—)	10.3% (—)	4.8 (11.4)

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

※ () 内は平成20年度実施の割合（特定疾患患者及び発達障がい者については平成20年度実施せず）

表 8

Q スポーツや趣味の活動を行っていますか？ (%)

	身体	知的	精神	発達	全体
活動をしている	22.5 (18.1)	32.6 (24.5)	21.0 (24.8)	31.0 (—)	23.9 (20.8)
今後したい	7.7 (13.3)	5.8 (21.4)	11.7 (15.4)	20.7 (—)	8.2 (15.3)
活動していない (活動したいと思わない)	40.4 (18.5)	45.8 (20.8)	52.5 (29.1)	31.0 (—)	42.4 (20.1)
障がいのためできない	26.0 (50.1)	14.2 (33.3)	10.5 (30.8)	17.2% (—)	22.4 (43.8)

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

※ () 内は平成20年度実施の割合（発達障がい者については平成20年度実施せず）

表 9

Q 地域の行事に参加していますか？ (%)

	身体	知的	精神	発達	全体
よく参加している	6.9 (6.2)	3.8 (3.0)	— (1.7)	3.4 (—)	6.3 (5.8)
ときどき参加している	25.6 (22.4)	14.2 (15.6)	— (9.3)	24.1 (—)	23.8 (21.0)
ほとんど参加していない	36.5 (37.7)	37.2 (40.7)	— (38.1)	31.0 (—)	36.5 (38.8)
参加したことがない	31.0 (33.6)	44.8 (40.7)	— (50.8)	41.4 (—)	33.5 (34.3)

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

※ () 内は平成20年度実施の割合（発達障がい者については平成20年度実施せず）

Ⅵ 就労・経済的自立への支援の充実

表10

盛岡岡公共職業安定所管内障がい者雇用状況

	法定雇用率	盛岡職業安定所管内雇用状況			実雇用率（参考）	
		常用労働者	障がい者数	実雇用率	岩手県	国
平成23年	1.80%	60,736人	1,010.5人	1.66%	1.66%	1.65%
平成24年	1.80%	62,087人	1,046人	1.68%	1.68%	1.69%
平成25年	2.00%	66,013人	1,150人	1.74%	1.74%	1.76%

※ 「障がい者数」については、精神障がい者である短時間労働者は0.5人でカウントされる。

〔盛岡公共職業安定所 各年6月1日現在（調査対象は常用労働者56人以上の事業所）〕

表11

Q 現在収入（施設からの工賃を含む）をとまう仕事をしていますか？ N=1445 (%)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
している	19.7 (14.9)	52.1 (33.1)	22.8 (24.2)	58.4 (40.2)	17.2 —	26.3 (19.9)
していない	38.1 (39.9)	38.1 (30.2)	72.2 (56.3)	39.0 (31.5)	34.5 —	41.9 (38.3)
未回答	42.2 (45.2)	9.5 (36.6)	4.9 (19.5)	2.6 (28.3)	48.3 —	31.8 (41.7)

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

※ ()内は平成20年度実施の人数（発達障がい者については20年度実施せず）

表12

Q あなたが今後充実してほしい障がい者施策は何ですか。

(3つ以内で複数回答可：各障がい上位5項目のみ記載。)

(%)

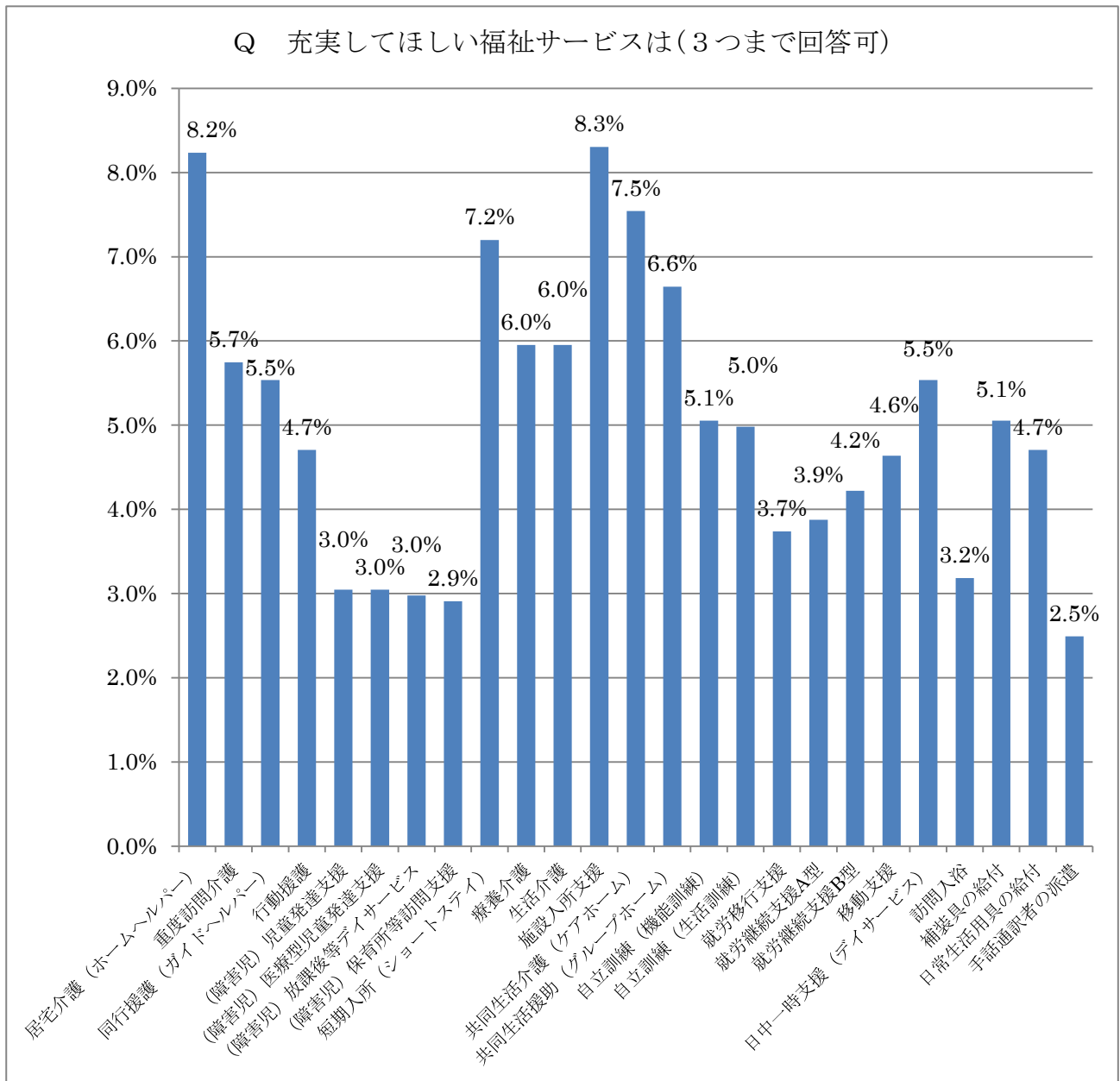
施策名	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
啓発や福祉教育の充実	25.1 (21.6)	32.1 (24.1)	35.8 (32.5)	23.4 (13.3)	41.1 —	27.5 (22.3)
情報提供	35.7 (34.4)	27.4 (18.4)	24.1 (20.5)	32.5 (27.7)	27.6 —	32.9 (31.1)
入所施設の充実	30.6 (8.7)	44.7 (14.6)	17.9 (19.7)	24.7 (9.6)	13.8 —	30.4 (10.5)
雇用・就業の促進	13.8 (14.8)	10.5 (26.2)	22.2 (26.1)	6.5 (12.7)	62.1 —	14.9 (11.9)
生活の場の確保	6.3 (2.7)	34.7 (17.1)	16.0 (14.5)	7.8 (6.0)	13.8 —	11.3 (10.6)
教育・療育の充実	2.3 (3.2)	5.3 (10.8)	4.3 (2.6)	5.2 (3.6)	34.5 —	3.7 (5.7)
移動支援の充実	23.7 (12.6)	13.2 (11.4)	21.6 (8.5)	57.1 (9.6%)	20.7 —	23.8 (8.2)
医療費の軽減	34.3 (33.1)	25.8 (21.5)	40.7 (27.4)	53.2 (43.4)	44.8 —	35.2 (11.4)
所得保障の充実	42.6 (33.3)	43.7 (25.3)	61.7 (29.1)	3.9 (28.9)	69.0 —	43.3 (32.0)
交通運賃の割引	0.0 —	0.0 —	37.7 —	0.0 —	0.0 —	4.2 (-)

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

※ () 内は平成20年度実施の人数（発達障がい者については20年度実施せず）

Ⅶ 障がい福祉サービスの充実

図 1



Ⅸ ひとにやさしいまちづくりの促進

表13

Q 外出の際に困ることは何ですか？ (%)

	平成20年度	平成25年度
利用できる交通機関がない	8.8	5.3
道路や建物に階段や段差が多い	23.9	19.0
歩道上の障害物（駐輪自転車等）	8.4	6.6
利用する建物の設備が不備	13.3	9.5
車などに危険を感じる	20.9	10.7
介助者がいない	9.0	5.1
コミュニケーションがとりにくい	11.9	8.5
タクシーなどの経費	28.1	17.4
その他	8.4	4.4
特になし	31.4	27.2

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

表14

Q 緊急に避難するとき、不安に感じることは何ですか？ (%)

	平成20年度	平成25年度
自分ひとりで動けない	37.2	22.9
頼れる人がそばにいない	12.2	12.2
避難場所がどこかわからない	11.6	13.5
避難場所までの移動手段の確保	26.4	17.4
避難場所での生活	38.5	44.4
避難場所での医療体制・医薬品確保等	29.7	29.3
家族・親類等との連絡方法	18.7	22.8
災害や避難情報の入手	11.0	9.0
避難場所での視覚障がい者に配慮した情報の提供	—	6.0
その他	2.9	2.7
特になし	13.4	8.6

〔平成25年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から〕

X 障害者の差別解消及び権利擁護の推進

表15

Q あなたは、障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

(未回答あり)

(%)

	身体	知的	精神	特定疾患	発達	全体
よくある	5.7 (7.3)	11.1 (21.8)	16.0 (18.3)	2.6 (2.4)	24.1 (-)	7.8 (9.4)
時々ある	28.4 (20.0)	43.7 (33.3)	38.9 (34.2)	19.5 (8.5)	48.3 (-)	31.5 (22.3)
まったくない	55.9 (72.7)	25.3 (44.8)	37.7 (45.5)	74.0 (89.0)	24.1 (-)	50.2 (68.3)

[平成 25 年実施「障がい者の暮らしについてのアンケート調査」から]

※ () 内は平成20年度実施の人数（発達障がい者については20年度実施せず）

計画の目標：(1) お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
Ⅰ 障 が い 者 理 解 の 促 進	1 啓 発 広 報	1	広報等の媒体を利用した啓発	「ウェブもりおか」、「広報もりおか」等の活用
		2	パンフレットの作成, 配布	障がいや障がい者差別解消など障がい施策に関する理解・普及パンフレットの作成, 配布
		3	障がい疑似体験の実施	学校・企業等における障がい疑似体験による障がい理解の促進
		4	出前講座の実施	障がいのある人や障がいについて、講座形式での周知の実施
		5	障がいをテーマとしたフォーラムの開催	障がいのある人を交えたフォーラムの開催
		6	芸術文化活動の発表の場の確保	障がい者文化祭の開催
	2 福 祉 教 育 の 推 進	7	集団保育による交流促進	集団保育による障がい児の保育の充実
		8	児童生徒の障がい者理解の促進	福祉施設等での体験学習や交流会の実施
		9	高齢者のための障がい福祉理解の促進	老人大学での障がい福祉等講座内容の充実
		10	生涯教育による理解の促進	障がいのある人へ配慮した生涯学習講座の開催
	3 ボ ラ ン ティ ア 活 動 へ の 支 援	11	小・中学生や市民のボランティアの意識啓発	障がいのある人との交流の場や障がい福祉についての講座の実施
		12	ボランティア団体との情報交換の実施	ボランティア連絡協議会との定期的な情報交換会の開催
		13	手話講座開設等の意思疎通支援の充実	意思疎通支援の手話講座, 手話奉仕員養成講座等の開催
Ⅱ 相 談 支 援 体 制 の 充 実	1 相 談 支 援 体 制 の 整 備	14	相談窓口の充実	相談支援事業者間の連携やピアカウンセリングの実施
		15	計画相談支援体制の充実	指定特定相談支援事業所等の実施について、各サービス提供事業所等への助言等。
		16	基幹相談支援センターの設置	関係機関と再調整の上での基幹相談支援センターの設置
		17	相談支援専門員相互の情報交換の機会の拡充	相談支援専門員間の情報交換や連携を促進し、相談支援事業の充実実施

計画の目標：(1) お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
Ⅲ 保健・医療の充実	1 障がいにつながる 防と早期発見・早期療育	18	乳幼児総合診査の推進	乳幼児健康診査などによる障がいの早期発見と相談支援体制の充実
		19	保健指導の推進	飲酒や喫煙による胎児への影響など健康意識の啓発
		20	感染症予防の推進	結核や各種感染症に対する予防意識の普及啓発と接種を勧奨
	2 精神保健施策の推進	21	精神障がい者に対する正しい理解の促進	心の病気や精神障がい者に対する正しい理解の促進と情報の提供
		22	地区精神保健活動の充実	心の健康に関する相談や健康教育の実施と訪問指導等による支援の実施
		23	心の健康に関する相談・支援体制の充実	専門医による精神保健福祉相談の開設と相談・支援体制の充実
		24	社会復帰及び自立と社会参加への支援の充実	社会復帰や自立生活への支援と家族教室の開催、精神保健ボランティアの育成 精神科病院の退院患者等への自立生活支援や就労支援の充実
	3 難病対策の推進	25	在宅療養の支援及び情報提供・相談支援の実施	講演会や交流会の開催や相談対応の充実
		26	居宅生活支援による自立と社会参加の促進	障がい福祉サービスの利用による支援の実施
		27	要支援患者への保健・医療・福祉の総合的なサービスの提供	保健・医療・福祉の実施機関の連携による家族も含めた在宅療養の充実
	4 在宅医療の充実	28	医療機関、訪問看護ステーション等による訪問医療、訪問看護の充実	医療的ケアの必要な障がいのある人への在宅ケアの支援体制の充実
		29	保健・医療・福祉の連携による支援の推進	保健・医療・福祉の連携による生活の質の向上

計画の目標：（１）お互いの個性を尊重し合い、支え合いながら暮らせる地域社会の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
IV 教育・療育の充実	1 療育の充実	30	母子通園事業の充実	障がい理解と親子のかかわり方の技術的指導等の相談・助言の継続的な実施
		31	障がい児通所事業（ひまわり学園）の充実と在り方の見直し	盛岡市立ひまわり学園の役割や機能及び今後の在り方の検討
		32	おもちゃ図書館事業の推進	障がい児の発達支援と交流の場として継続実施
		33	ペアレントトレーニング※の充実	保護者の障がい児への関わり方の支援の実施
		34	障がい児保育・教育の理解の促進	保育所・幼稚園の障がい児受け入れ体制の充実
		35	関係機関の連携による相談・支援体制の充実	相談窓口・支援体制の構築
	2 教育の充実	36	教育相談等資料の活用	教育相談や特別支援学級等の参観等資料の活用による相談機関への情報提供の実施
		37	教育相談の充実	教育相談や学校教育の理解の場を設定と教育期のニーズ応える学びの場を検討による保護者との合意形成の推進
		38	「就学支援シート」の作成・活用	就学後の生活や学習の円滑化を図るための「就学支援シート」の作成と活用
		39	相談体制の充実	特別支援教育校内委員会等の体制整備、特別支援教育コーディネーターの研修、専門家チームによる巡回相談等の各校支援
		40	地域資源を活用した指導・支援の充実	福祉・医療等との連携による教員研修の実施や訪問支援、及び特別支援教育の推進等による児童・生徒への指導・支援の充実
		41	進路・就労支援の充実	福祉・労働等の関係機関と連携による小学校（小学部）、中学校（中学部）、高等学校（高等部）の各校の進路担当の進路・就労支援の充実
		42	盛岡市障がい児教育推進協議会の充実	盛岡市障害児教育推進協議会の実践交流や研修等による特別支援教育について理解・啓発の推進
		43	交流及び共同学習の推進	「交流籍」を活用した特別支援学校生と在籍居住地小中学校生との交流及び共同学習の推進
	3 生涯学習の充実	44	学びの循環推進事業（出前講座）の活用	講座形式による教養・福祉制度の理解等の学習機会の充実

計画の目標：（２）社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
V 社会参加・交流の促進	1 社会参加のための支援	45	同行援護の派遣や身体障害者補助犬※の給付	同左
		46	手話通訳者・要約筆記者による聴覚障がい者のコミュニケーション支援	同左
		47	視覚障がい者、聴覚障がい者の生活訓練のための講座の開催（ＩＴ機器の利用講座など）	同左
		48	重度身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者の移動支援のためのタクシー券助成の充実	同左
		49	重度身体障がい者の移動支援のための送迎サービスの実施	同左
		50	身体障がい者に対する自動車運転免許の取得、自動車改造費の一部助成	同左
		51	リフト付福祉バスの利用促進	同左
		52	公共交通機関による障がい者割引制度の充実	精神保健福祉手帳による運賃割引適用の実現
		53	精神障がい者が障害福祉サービス提供事業所に通所する交通費の一部助成	同左
		54	障がい者福祉施設利用による社会参加への支援	同左
	2 スポーツ・文化活動の推進	55	盛岡市障がい者スポーツ大会の実施	同左
		56	スポーツ活動の推進	障がい者スポーツ指導員との連携によるスポーツ環境の提供
		57	希望郷いわて大会を通じた障がい者スポーツの理解の促進	同左
		58	芸術文化活動の推進	作品等の発表の機会の確保
		59	盛岡市障がい者芸術祭の開催	同左
	3 地域活動の推進	60	障がいのある人の地域活動への参加の促進	市社会福祉協議会や地区福祉推進会、町内会等との連携による参加しやすい地域活動の推進
		61	障がいのある人についての理解の拡大	講座等による地域住民への障がい理解の促進

計画の目標：（２）社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
Ⅵ 就 労・ 経済 的自 立へ の支 援の 充実	1 就 労へ の支 援	62	盛岡広域圏障害者自立支援協議会就労支援分科会との連携	企業への障がい者雇用の意向調査 セミナーの実施
		63	就業相談の充実	公共職業安定所等との連携による 就労相談の充実
		64	就業定着への支援	ジョブコーチの積極活用による就 労定着支援の実施
		65	自営業者等に対する支援	マッサージ技術習得等の情報提供 の実施
		66	福祉的就労事業所への支援	障がい者福祉施設の整備促進や地 域生活支援センターⅢ型事業者へ の福祉サービス移行支援の実施
		67	工賃アップに向けた支援の充実	市庁舎内での福祉事業所販売訓練 事業「ふれあい広場」の実施
		68	物品等の優先調達の推進	障がい者施設からの物品等の調達 の推進
		69	障がい者雇用に関する啓発の推進	公共職業安定所等との連携による 障がい者雇用の理解促進の充実
	2 経 済的 支援 の 充実	70	障害年金制度，特別障害者手当等の制度の周知 徹底	手帳交付時における各種手当の制 度説明の徹底 障害年金制度の周知・理解の推進 年金担当課等との連携の推進

計画の目標：（２）社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
Ⅶ 障がい福祉サービスの充実	1 障がい福祉サービスの充実	71	訪問系サービス提供の推進	ホームヘルプ、行動援護等サービスの推進
		72	日中活動系サービス提供の推進	就労継続事業所、生活介護事業所等への通所サービスの推進
		73	居住系サービス提供の推進	グループホーム、短期入所等サービスの充実
		74	補装具給付の推進	制度の有効活用の推進
		75	地域移行・地域定着支援の推進	施設入所者や精神科入院患者の地域移行・在宅生活の定着の推進
		76	相談支援事業	相談支援事業体制の充実
		77	コミュニケーション支援事業	手話通訳等意思疎通支援の充実
		78	移動支援事業	移動支援事業利用の推進
		79	地域活動支援センター事業	地域生活支援事業の充実
		80	訪問入浴サービス	訪問入浴サービス利用の推進
		81	日中一時支援事業	日中一時支援事業利用の推進
		82	日常生活用具の給付	日常生活用具の給付周知と品目の充実
		83	成年後見制度	成年後見制度の一層の活用と市長申立ての充実
Ⅷ 障がい児支援の充実	2 障がい児支援の充実	84	児童発達支援	障がい児発達支援センターによる支援の充実
		85	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスの充実
		86	保育所等訪問支援	障がい児発達支援センター等による訪問指導支援の充実
		87	肢体不自由児通所医療	同左
		88	障がい児相談支援	相談支援事業者の充実
		89	障がい児個別支援ファイルの活用	一貫した支援を可能にする個別支援ファイルの作成
Ⅸ への対応	3 苦情解決	90	相談体制の充実	関係機関との連携による、苦情相談に対する適切かつ迅速な問題解決体制の充実

計画の目標：(3) 自分らしく安心して暮らせる生活の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
Ⅷ ひとにやさしいまちづくりの促進	1 施設等のバリアフリーの推進	91	ユニバーサルデザインの促進・意識啓発	商工団体と連携した意識啓発の実施
		92	交通機関・道路のバリアフリーの推進	駅やバスターミナル等におけるバリアフリー化の促進
		93	公共施設・公共空間等のバリアフリーの推進	公的施設や公園等への車椅子トイレの設置や段差の解消等の推進
	2 情報バリアフリーの推進	94	情報バリアフリーの普及啓発	バリアフリーマップを市ＨＰ上に掲載する容易な情報提供の実施
		95	点字・声の広報，ホームページによる広報活動の推進	同左
		96	手話講座開催等の意思疎通支援の充実	意思疎通支援の手話講座，手話奉仕員養成講座等の開催
		97	ＩＴ機器を活用したコミュニケーション支援	市ＨＰの音声読み上げや携帯端末機器への対応
Ⅸ 暮らしの安全・安心	1 災害発生時の支援体制の充実	98	避難行動要支援者名簿登録者の支援体制の整備	避難行動要支援者名簿への登録に係る，制度の理解を含めた周知の実施
		99	障がい特性に対応した福祉避難所の確保	障がい特性によって選べる避難所の確保
		100	障がい者避難所環境の計画的整備	同左
		101	災害発生時サービス利用体制の構築	災害発生時でも提供可能な福祉サービス提供体制の整備
	2 消費生活問題等の防止と支援体制の充実	102	障がいのある人や相談支援事業者等との消費問題についての情報共有	盛岡市消費生活センターからの情報収集と啓発
		103	迅速な対応のできる支援体制の強化	関係機関との連携ネットワークづくり

計画の目標：（３）自分らしく安心して暮らせる生活の実現

基本 施策	施策	No	取組内容	取組方法
X 障 が い 者 の 差 別 解 消 及 び 権 利 擁 護 の 推 進	1 差 別 解 消 の 推 進	104	地域や企業における障がいへの理解促進	商工団体や町内会等と連携し、制度の理解・定着についての説明会の実施
		105	障害者差別解消法での制度内容の周知及び理解の促進	市広報媒体や出前講座等説明会を利用した制度の理解・定着の周知
		106	盛岡市職員対応ガイドラインの策定	同左
		107	市の率先した合理的配慮への取組み	庁内における取組組織の設置
		108	市の相談体制の強化	障がい者福祉司や保健師等による相談体制の強化
	2 障 が い 者 の 権 利 擁 護	109	成年後見制度等の周知・啓発の推進	日常生活自立支援事業との役割を整理。親族・関係者等への成年後見制度の説明会の開催による理解・利用の促進
		110	市民・法人後見人育成の支援	不足している後見人を養成するための市民後見人講座の開催
		111	障がい者虐待防止に関する事業の推進	盛岡市障がい者虐待防止相談窓口による適切な対応の実施
		112	高齢・児童・DVなど関係機関との連携強化	関係部署及び機関との連携による対応体制の充実

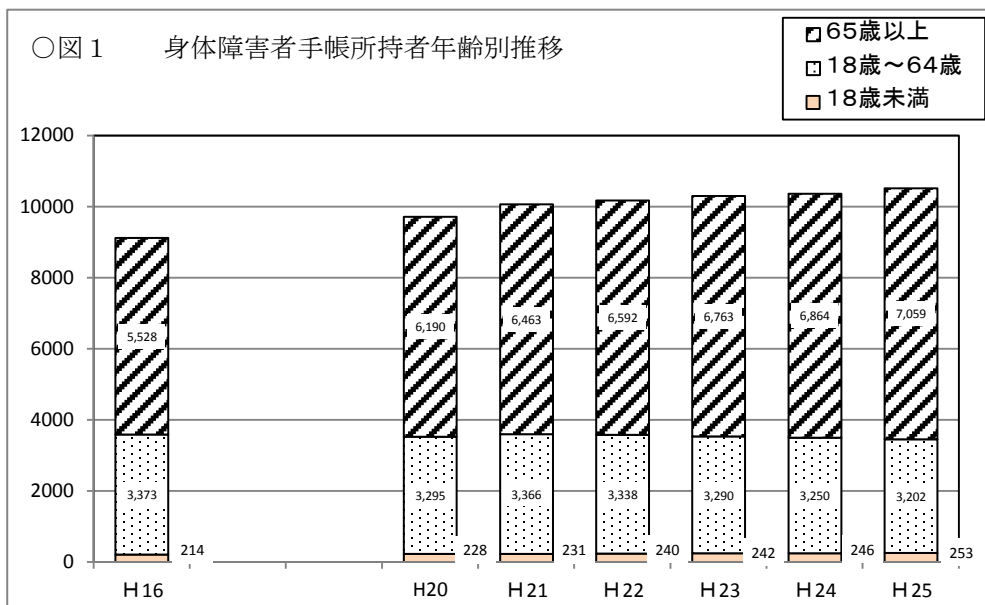
盛岡市の障がい者の状況

1 身体障がい者

(1) 身体障がい者の数

本市の身体障害者手帳の所持者は、平成26年3月31日現在、10,514人となっており、平成21年度に比べると454人増加し、1.05倍となっています。また、人口に占める割合も3.2%から3.5%へ増加しています。

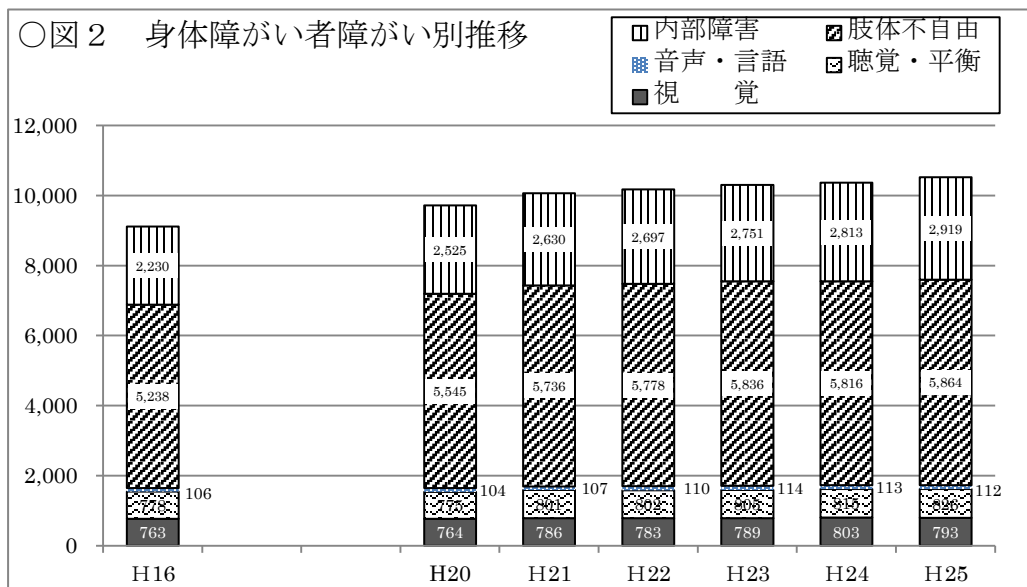
年齢別では、65歳未満がおおむね横ばいで推移しているのに対して、65歳以上は1.17倍の増加となっており、身体障害者手帳所持者のうち7,059人（67.1%）が高齢の身体障がい者となっています（図1参照）。



〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

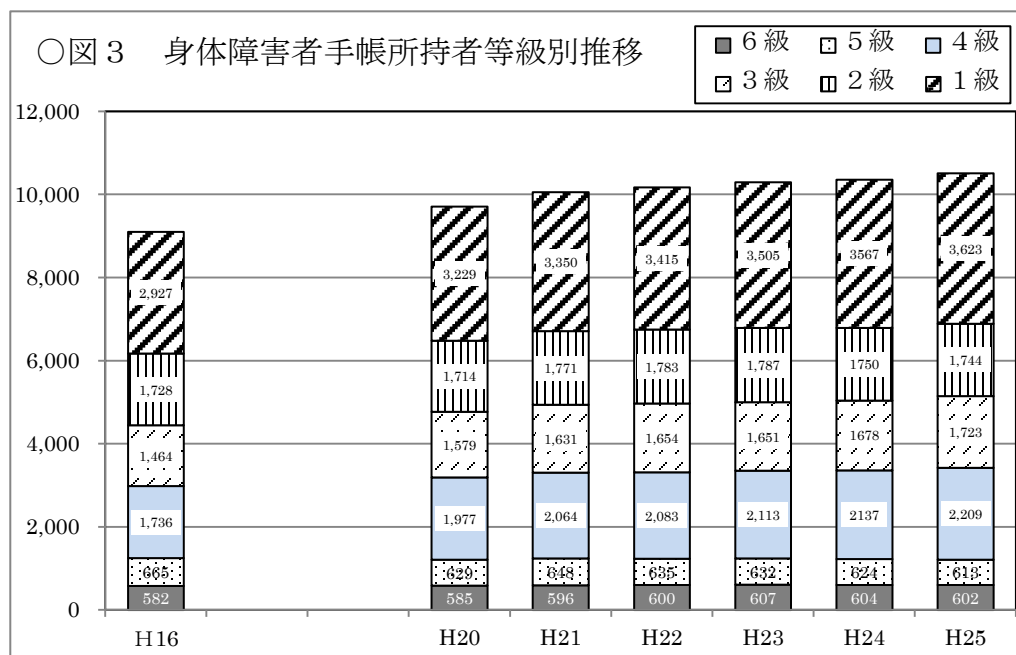
(2) 身体障がいの種類及び程度

身体障がいの種類では、平成26年3月31日現在、肢体不自由※が5,864人（55.8%）で最も多くなっています。また、内部障害※が平成21年度の2,630人から2,919人と大きく増加しており、1.11倍の伸びとなっています（図2参照）。



〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

身体障がいの等級別では、重度の障がい（１級，２級）を有する身体障がい者は、全体の51.0%を占めており、横ばいの傾向となっています（図３参照）。



〔資料：盛岡市 各年度末現在（旧玉山村分を含む。）〕

2 知的障がい者

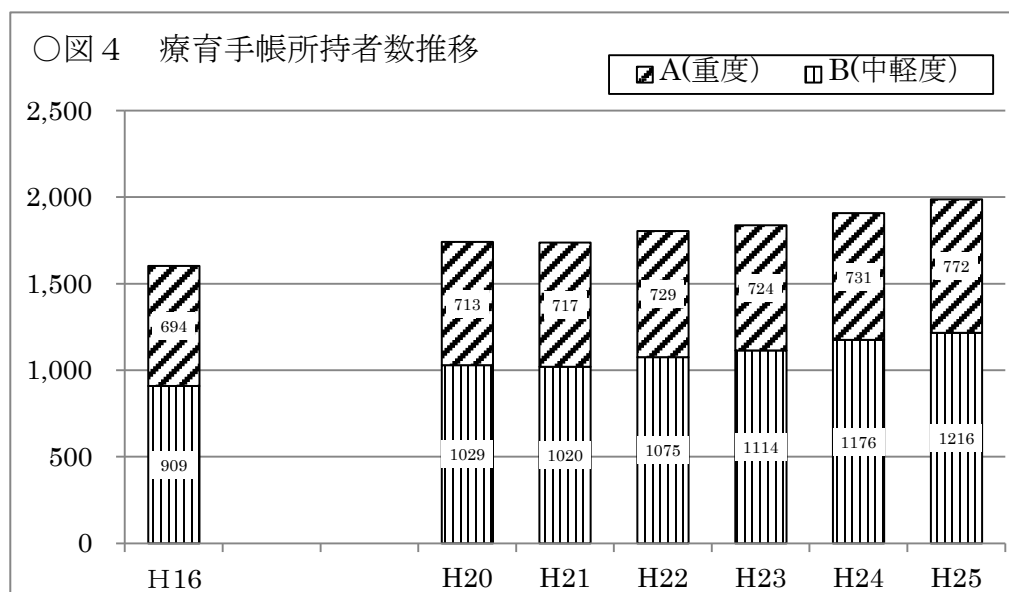
(1) 知的障がい者の数

本市の療育手帳※の所持者は、平成26年3月31日現在、1,988人となっており、平成21年度に比べると251人増加し、1.14倍となっています（図4参照）。

(2) 知的障がい者の程度

知的障がいの程度別では、平成26年3月31日現在、療育手帳所持者のうち重度が772

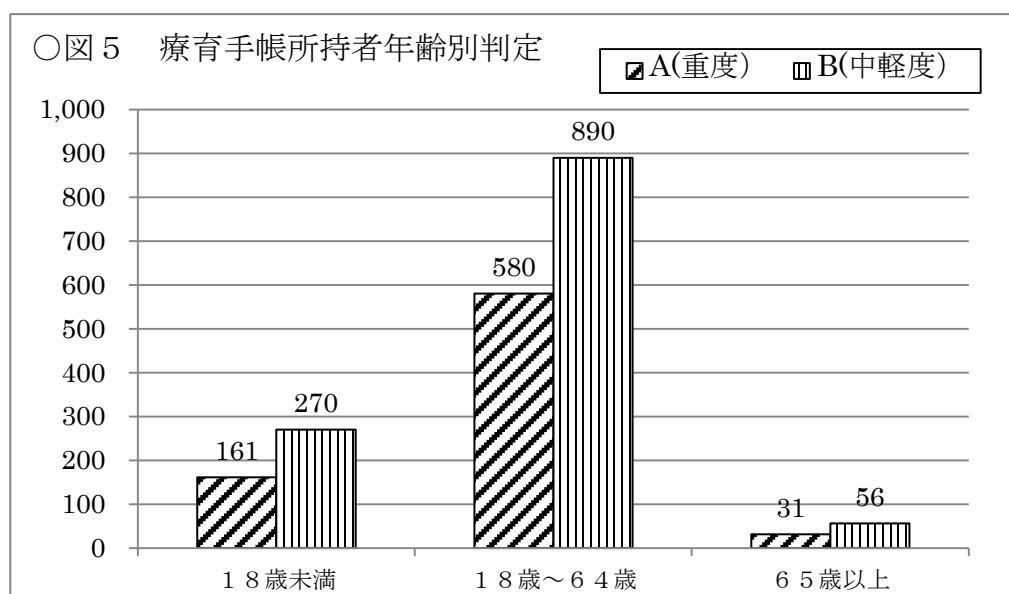
人(38,8%), 中軽度が 1,216人(61,2%)となっています。平成21年度と比べると重度、中軽度とも増加していますが、中軽度の割合がわずかに高くなっています。



〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

(3) 知的障がい者の年齢別構成

療育手帳所持者の年齢別構成は、65歳未満が95.6%と大部分を占め、65歳以上の高齢者は87人、割合は 4.4%と低い値となっています(図5参照)。



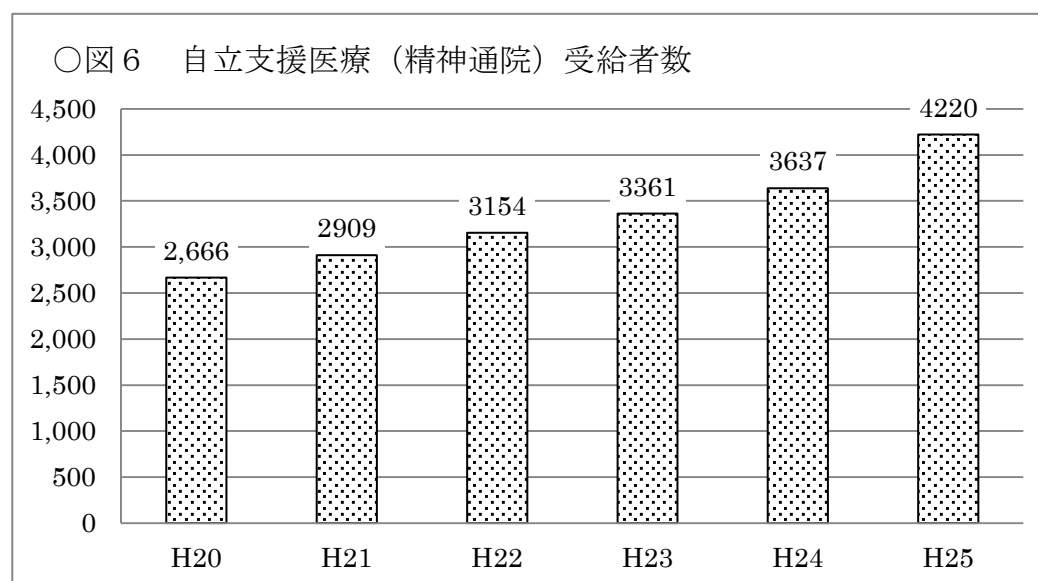
〔資料：盛岡市 平成26年3月31日現在〕

3 精神障がい者

(1) 自立支援医療（精神通院）受給者数

平成26年3月31日現在、障害者自立支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）

受給者 4,220人となっています。傷病の状況は、統合失調症※ が最も多く1,475人（34.9%）、次に躁うつ病を含む気分（感情）障害 1,466人（34.7%）、てんかん 236人（5.6%）となっています（図6・表1参照）。



〔資料：岩手県県央保健所 各年度末現在〕

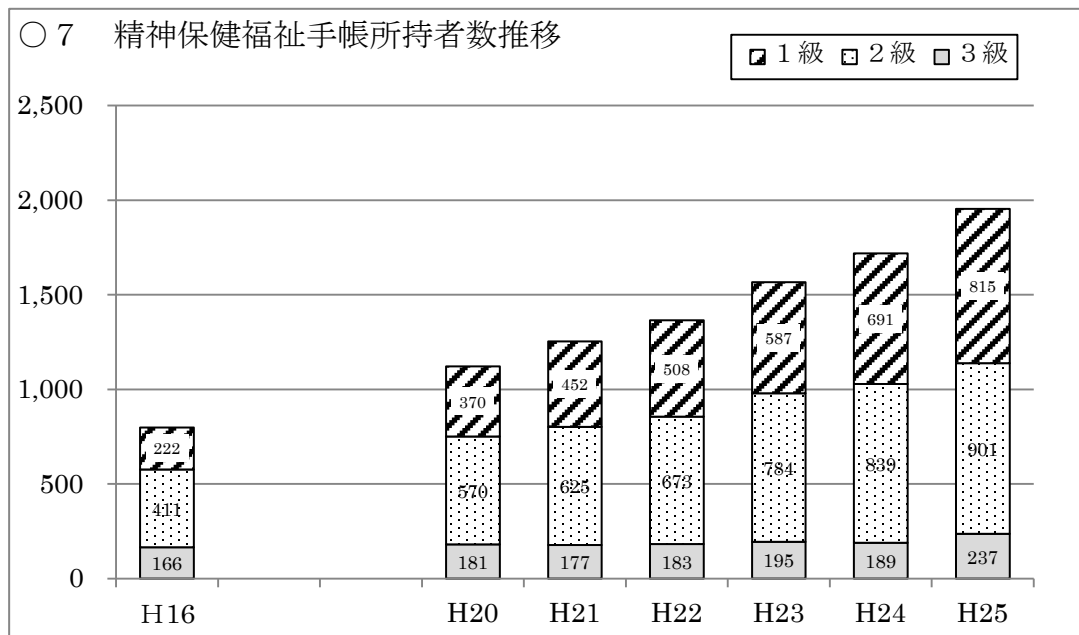
○表1 傷病別精神障がい者数

傷病分類（「国際疾病分類第10版（ICD-10）」による）	人数	割合
症状性を含む気質性精神障害（認知症等）	140	3.3%
精神作用物質使用による精神及び行動の障害（アルコール依存症等）	93	2.2%
統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	1,475	34.9%
気分（感情）障害（躁うつ病等）	1,466	34.7%
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	336	8.0%
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	7	0.2%
成人のパーソナリティ及び行動の障害	19	0.5%
精神遅滞〔知的障害〕	54	1.3%
心理的発達の障害	174	4.1%
小児期及び青年期に通常発生する行動及び情緒の障害特定不能の精神障害	220	5.2%
てんかん	236	5.6%
その他	0	0%
合 計	4,220	100.0%

〔資料：岩手県県央保健所 平成26年3月31日現在〕

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成21年度 1,254人から平成25年度1,953人と1.56倍に増えており、この10年間で2.44倍になっています。制度の浸透や福祉サービスの充実等に伴い、手帳所持者数も増加してきています（図7参照）。

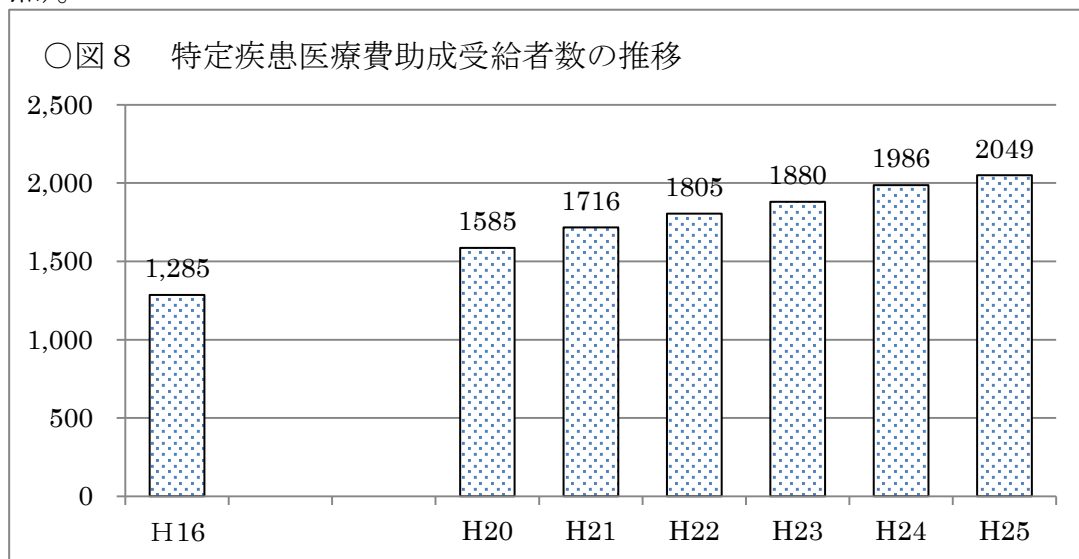


〔資料：盛岡市 各年度末現在〕

4 難病患者

(1) 難病患者の数

特定疾患医療受給者証交付者（対象45疾患）数は、平成26年3月31日現在、2,049人となっています。平成21年度と比較すると333人増加し、1.19倍となっています（図8参照）。



〔資料：岩手県県央保健所 各年度末現在〕

難病は、平成25年4月から「障害者総合支援法」による障がい福祉サービスの対象となりました。さらに、平成27年1月からは「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）」の施行により、特定疾患医療の対象疾患が現行の56疾患から300疾患に増えます。同法では、難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾患であって、当該疾患にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの」と定義されています。

用語集

あ行

IT【あいてい】

Information Technology の略で情報技術。情報通信技術からその応用の場面まで広く利用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。

移動支援事業【いどうしえんじぎょう】

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

医療型児童発達支援【いりょうがたじどうはったつしえん】

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童（肢体不自由児）に対して、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。

医療保護入院【いりょうほごにゅういん】

自傷他害のおそれはないが、患者本人の入院の同意が得られない場合、指定医の診察の結果、本人の判断能力がなく医療及び保護のための入院が必要と認められる患者について、保護者の同意により行われる入院形態（精神保健福祉法第33条）

岩手県障害者プラン【いわてけんしょうがいしゃぷらん】

障害者基本法に基づき岩手県の保健福祉施策の基本的考え方や具体的推進方策等を定めた計画。計画の期間は平成23年度から平成29年度まで

NPO【えぬぴーおー】

Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織という意味。政府、自治体や企業とは独立した存在として、市民、民間の支援の下で社会的な公益活動を非営利で行う民間団体（特定非営利活動促進法による設立はNPO法人）

オストメイトトイレ【おすとめいとといれ】

オストメイト（人工肛門、人工膀胱を造設している人）のストマ用装具（排泄物を入れる袋）を洗浄できる設備を備えたトイレ

オムニバスタウン【おむにばすたうん】

人・まち・環境にやさしいバスを生かし、快適な交通や生活の実現を目指す街の意

か行

介護訓練支援用具〔かいごくんれんしえんようぐ〕

特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具，障がい児が訓練に用いる椅子等で，利用者及び介助者が容易に使用でき，実用性があるもの

ガイドヘルパー〔がいどへるぱー〕

重度視覚障がい者，脳性まひ等の全身性障がい者，知的障がい者等が通院や行事への参加等で外出する際に，付き添い（移動介助）を行う人

学習障害〔がくしゅうしょうがい〕

LD（Learning Disorders, Learning Disabilities） 知的発達の遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する，又は推論する能力のうち，特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな障がいを指す。原因として，中枢神経系に何らかの機能障害があると推定される。

共同生活援助（グループホーム）〔きょうどうせいかつえんじょ〕

障がいのある人が地域において自立した生活を営むため，地域のアパートやマンション，一戸建て住宅等で知的障がい者や精神障がい者等が数人で共同生活し，同居又は近隣に居住する専任の世話人が，食事の提供や健康管理等の援助や相談等が行われる施設。同様のサービスが，高齢者を対象に介護保険制度の中に設けられている。

居宅介護〔きょたくかいご〕

居宅において，入浴，排せつ及び食事等の介護，調理，洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うこと。

※厚生労働省ホームページより

居宅生活動作補助用具〔きょたくせいかつどうさほじょようぐ〕

居宅生活動作等を円滑にする用具で，小規模な住宅改修を伴うもの

ケアマネジメント〔けあまねじめんと〕

主に地域社会の中で継続的なケアを提供する際に，サービス利用者の生活全般にわたるニーズと公私にわたる社会資源との間に立って，複数のサービスを適切に結び付け，調整を図り，総合的かつ継続的なサービス提供を確保する機能

計画相談支援〔けいかくそうだんしえん〕

障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に対し，必要なサービス利用等計画を作成し，定期的にサービス等利用状況の検証（モニタリング等）を行うなどの支援を行います。

高機能自閉症〔こうきのうじへいしょう〕

高機能広範性発達障がい的一种。知的発達の遅れはないが、相手の意図を読みとったり会話等対人関係の形成が苦手。言葉の遅れや強いこだわりがみられる。類似の障がいにアスペルガー症候群等もあるが両方共に中枢神経系機能上の問題とみられている。

公共職業安定所〔こうきょうしょくぎょうあんていしょ〕

民間事業所(企業)に就職を希望する人に対し、求職の登録等求職の受付や各種職業の紹介、就職後の援助、職業訓練の援助、職業訓練の指示等を行う厚生労働省所管の機関

交通バリアフリー法〔こうつうばりあふりーほう〕

平成12年に公布された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。この法律は、高齢者や身体障がい者などが公共交通機関を利用して安全に移動しやすくすることを目的としている。整備対象は、旅客施設や車両、駅前広場、道路などである(平成18年にバリアフリー新法に統合)。

行動援護〔こうどうえんご〕

知的障がい又は精神障がいによって行動する際に生じる危険を回避するため、家庭にヘルパーを派遣し、必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

コーディネート〔こーでいねーと〕

仕事の流れを円滑にするための調整のこと。障がいのある人などからの相談に応じ、必要とするサービスを総合的に判定し、関係機関との調整を通じて、適切なサービスを利用できるようにすること。

コミュニケーション支援事業〔こみゆにけーしょんしえんじぎょう〕

円滑な意思疎通を図ることが困難な障がいのある人のために、聴覚機能、言語機能、音声機能等の障がいのある人を対象として、手話通訳者等の派遣を行います。

さ行**在宅療護等支援用具〔ざいたくりょうようしえんようぐ〕**

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の在宅療護等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの

作業所〔さぎょうしょ〕

障がいのために企業などで就業が困難な人が、働く場を得て地域で生活することを目的としたもの。障がいのある人の保護者等が共同で運営することが多い。

障害者自立支援法の施行により地域生活支援センターなどに移行

在宅医療〔ざいたくいりょう〕

厚生労働省の調査では、国民の60%以上が自宅での療養を望んでいるが、実際には入院医療・施設介護が中心であり、諸外国に比べ平均入院期間が数倍、自宅で看取られる人が1950年の80%から2010年は12%まで低下しているという結果がある。施設中心の医療・介護から、可能な限り住み慣れた生活の場（自宅等）において必要な医療・介護サービスが受けられ、安心して自分らしい生活を実現できるようにするため、厚生労働省では、国民の希望に応える療養の場及び看取りの場の確保を喫緊の問題とし、在宅医療の充実、重点化・効率化を実現させるとしている。

肢体不自由〔したいふじゆう〕

身体障害者福祉法に定める手足や体幹の運動機能障害

児童発達支援〔じどうはったつしえん〕

主に未就学の障がいのある児童に対して、児童発達支援センターにおいて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

社会参加促進事業〔しゃかいさんかそくしんじぎょう〕

障がい者スポーツ大会の開催、点字広報発行、スポーツ振興、自動車改造助成、自動車運転免許取得助成、手話奉仕員養成研修、福祉電話設置等助成及び各種生活訓練などの事業を実施します。

授産施設〔じゅさんしせつ〕

入所や通所などの方法により、障がいのある人の職業訓練等を柱とした自活の訓練や働く場を確保し、自立を促進することを目的とした施設（障害者自立支援法の施行により新体系に移行）

重度訪問介護〔じゅうどほうもんかいご〕

重度の肢体不自由で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護等の総合的介護サービスを行います。

重度障害者等包括支援〔じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん〕

障がい程度が重く意思の疎通が著しく困難な人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

手話通訳者〔しゅわつうやくしゃ〕

話し言葉を聴覚に障がいのある人に理解しやすいよう、手話に置き換えて伝えたり、聴覚に障がいのある人の表す手話の意味・内容を正しく読みとって話し言葉に置き換え、伝える人

施設入所支援〔しせつにゅうしょしえん〕

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

就労移行支援〔しゅうろういこうしえん〕

一般就労を希望する人で、知識・能力の向上、企業等への雇用又は在宅での就労が見込まれる人を対象に、関係機関と連携して一定期間での生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。

就労継続支援〔しゅうろうけいぞくしえん〕

・就労継続支援（A型）〔しゅうろうけいぞくしえんえーがた〕

企業等での就労が困難な障がいのある人を対象に、雇用契約を締結し、知識や能力の向上に必要な訓練等を行います。一般就労への移行に向けた支援を行います。

・就労継続支援（B型）〔しゅうろうけいぞくしえんびーがた〕

企業等での就労が困難な障がいのある人を対象に、知識、能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。雇用契約は、締結せず、生産作業を通して就労へ向けた支援を行います。

障がい者〔しょうがいしゃ〕

障害者基本法第2条では、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」をいう。

障害者雇用納付金制度〔しょうがいしゃこようのうふきんせいど〕

障がい者を雇用することは、事業主が共同して果していくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障がい者雇用に伴う経済的負担を調整するとともに、障がい者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うための、事業主の共同拠出による制度。法定雇用率を達成していない企業からは、納付金を徴収する。

障害者雇用率〔しょうがいしゃこようりつ〕

障がい者（身体障がい者及び知的障がい者、精神障がい者）の全常用労働者数に占める雇用率。常用労働者数50人以上の民間の事業主は、障がい者を2.0%以上雇用しなければならないと定められている（障害者雇用促進法）。

障害者自立支援協議会〔しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい〕

障害者自立支援法に基づいて設置。障がいのある人となない人が、共に暮らすことのできる地域づくりをすすめていくために、課題となることを話し合ってその解決を目指す。また、相談支援事業をはじめ地域の障がい福祉に関するシステムづくりに向けて中核的な役割を担う。

盛岡市の場合は、広域圏の8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手町、葛巻町、雫石町、矢巾町、紫波町）で共同設置され、民間と行政が一体となり、協働して取組みを進めている。

地域移行分科会と就労支援分科会がある。

障害者職業センター〔しょうがいしゃしょくぎょうせんたー〕

公共職業安定所と連携しながら障がい者が就職できるよう職業リハビリテーションの実施や事業主に対する障がい者の雇用管理に関する技術的、専門的援助等を行う機関

障害者権利条約〔しょうがいしゃけんりじょうやく〕

正式名を「障害者の権利に関する条約」といい、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約

障害者差別禁止法〔しょうがいしゃさべつきんしほう〕

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称。障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護を行うことを目的します。

障害者総合支援法〔しょうがいしゃそうごうしえんほう〕

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の略称。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を定めているもの

障害者優先調達推進法〔しょうがいしゃゆうせunchょうたつほう〕

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の通称。障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化するため、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう定めたもの

障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例〔しょうがいのあるひともないひともともにいきるいわてけんづくりじょうれい〕

岩手県が制定した「障害者差別禁止条例」で、千葉県、北海道に続いて平成22年に制定

障がい児相談支援〔しょうがいじそうだんしえん〕

障がいのある児童又はその保護者に対し、障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、障がい児通所支援の利用の種類及び内容等を定めて計画を作成し、障がい児通所支援の利用を支援します。

情報意思疎通支援用具〔じょうほういしそつうしえんようぐ〕

点字器や人工咽頭等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの

ジョブコーチ〔じょぶこーち〕

障がい者が職場に対応できるよう、職場に直接出向いて支援を行うと同時に、事業主や従業員に対しては、障がい者の職場適応に必要な助言を与えるなど、障がい者と企業の双方に定着指導を行う就労援助指導員

身体障害者補助犬〔しんたいしょうがいしゃほじょけん〕

身体障害者補助犬法では、盲導犬、聴導犬、介助犬を身体障害者補助犬と規定しており、公共施設、公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設では、同伴を拒否してはならないとされている。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）〔じりつくんれん〕

入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校の卒業生等が自立した日常生活や社会生活ができるよう関係機関との連携を図り、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。

自立生活支援用具〔じりつせいかつしえんようぐ〕

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの

生活介護〔せいかつかいご〕

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供すること。

※厚生労働省ホームページより

生活習慣病〔せいかつしゅうかんびょう〕

「成人病」の名称を改めたもの。糖尿病・脳卒中・心臓病・脂質異常症・高血圧・肥満などがあげられる。生活習慣病の発症には、食生活、喫煙、飲酒、運動などの生活習慣が深く関わっており、日本人の3分の2近くがこれが原因で亡くなっているとされている。

成年後見制度〔せいねんこうけんせいど〕

認知症や知的障がいなどのために判断能力が不十分な人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）について、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約等を行う代理人等、本人を補助する者を専任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、本人を保護するための制度で、それまでの禁治産・準禁治産を全面的に改正したもの（平成11年12月法改正、平成12年4月施行）。

成年後見制度利用支援事業〔せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう〕

「知的障害者福祉法」や「精神保健及び精神障害者福祉法」に基づく審判の請求、障がい福祉サービスの利用に当たって助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人に対し、

審判の請求に関する費用や審判請求に基づき選任された成年後見人等の報酬について助成します。

全国障害者スポーツ大会〔ぜんこくしょうがいしゃすぽーつたいかい〕

1965年から身体障がいのある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、1992年から知的障がいのある人々を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、2001年から国民体育大会終了後に、同じ開催地で行われている。大会の目的は、パラリンピックなどの競技スポーツとは異なり、障がいのある人々の社会参加の推進、国民の障がいのある人々に対する理解を深めることにある。

※公益財団法人日本障害者スポーツ協会ホームページより

2016年は、岩手で希望郷いわて大会として開催される。

相談支援事業〔そうだんしえんじぎょう〕

障がいのある人が日々発生するさまざまな問題について情報提供・助言・調整等の相談支援、虐待防止や権利擁護についての援助を行うなど、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするためのものです。

措置制度〔そちせいど〕

福祉サービスの提供に当たって、サービスの実施の有無、提供主体の決定、供給量等について、行政（措置権者）が、一方的に決定する仕組みであり、措置の対象者が事業者を選択することができず、対象者と事業者の間には契約関係がない（支援費制度を経て、現在は障害者自立支援法の施行により制度が変わった）。

措置入院〔そちにゅういん〕

警察官等が入院させなければ自傷他傷のおそれがある精神に障がいのある人を発見した場合に、保健所長を経て都道府県知事（指定都市の市長）へ通報し、知事等の権限により国又は都道府県立病院及び指定病院へ、その人を入院させる入院形態（精神保健福祉法第29条）

ゾーンバスシステム〔ぞーんばすしすてむ〕

郊外部と都心部を急行バスなどの基幹バスで結び、郊外部は支線バスを循環運行させ、都心部の主要地点までの乗客をスムーズに運行し、また住宅街をきめ細かくバスを運行させることで、バスの利便性を高めるシステム。本市では、松園地区、青山地区、都南地区で実施

た行

短期入所（ショートステイ）〔たんきにゅうしょ（しょーとすてい）〕

介護を行う人の疾病やその他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった人が、施設等に短期間入所し、入浴や食事の提供その他必要な支援を受けるサービス

地域移行支援〔ちいきいこうしえん〕

入所支援や精神科病院に入院している障がいのある人が、退所や退院による地域生活の実現のために、訪問相談や同行支援（障がい福祉サービス事業所の体験利用、退院・退所後の行政手続等）を行うとともに、住居を確保するなど地域生活に移行するためのさまざまな相談支援を行います。

地域生活支援事業〔ちいきせいかつしえんじぎょう〕

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう本市の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

地域活動支援センター事業〔ちいきせいかつしえんせんたーじぎょう〕

障がいのある人の地域生活を支援するために、個々のニーズに応じた創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域における相談や交流事業の実施、センター間の連携事業等を通じて、地域に開かれた「地域活動支援センター事業」を展開します。

- ・ **地域活動支援センターⅠ型〔ちいきせいかつしえんせんたーいちがた〕**

主として精神に障がいのある人の地域生活を支援するため、「ソーシャルサポートセンターもりおか」に事業を委託し、日中活動の場の確保と相談支援の事業を実施します。

- ・ **地域活動支援センターⅡ型〔ちいきせいかつしえんせんたーにがた〕**

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人や何らかの理由で障がい福祉サービスを受けることができない障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、併せて機能訓練、社会適応訓練、入浴等の支援を行います。

- ・ **地域活動支援センターⅢ型〔ちいきせいかつしえんせんたーさんがた〕**

障がいのある人の身近な地域における働く場、日中活動の場及び社会参加や交流の場を提供します。

地域定着支援〔ちいきていちゃくしえん〕

施設・病院からの退所・退院や、家族との同居からひとり暮らしへの移行、同居している家族からの支援が期待できないなどの特に支援が必要となる障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談支援を行います。

注意欠陥多動性障害〔ちゅういけっかんたどうせいしょうがい〕

ADHD（Attention Deficit／Hyperactivity Disorder） アメリカ精神医学会の診断基準第4版（DSM-Ⅳ）にある診断名。ADHDは「不注意」「他動」「衝動性」の3つの症状を特徴とした症候群で、脳に何らかの原因があると考えられている。

デイケア〔でいけあ〕

在宅の精神障がい者や高齢者等に対して、日中だけ必要な介護や生活指導、レクリエーション活動を行うサービス

点訳〔てんやく〕

印刷文字や手書き文字を点字に改めること。

同行援護〔どうこうえんご〕

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行うこと。

※厚生労働省ホームページより

統合失調症〔とうごうしちょうしょう〕

病名別に分類したもの。以前精神分裂病と呼ばれていたが、本態については不明であり、単一疾患ではなく症候群との見方もある。

特別支援教育〔とくべつしえんきょういく〕

特別支援学校や特別支援学級における教育に加えて、学習障がい児や注意欠陥多動性障がい児など通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒も対象とした教育。障がいのある児童生徒等の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行う。

特別支援教育コーディネーター〔とくべつしえんきょういくこーでいねーたー〕

特別な教育的ニーズを有する子どもやその保護者に対して適切な支援を行うための学内若しくは福祉・医療機関との連絡調整役又は保護者に対する学校の相談窓口の役割を担う職員。校務として校内の教員を指名する。コーディネーターは、小・中学校、特別支援学校に置かれる。

トライアル雇用〔とらいあるこよう〕

公共職業安定所の紹介により事業者が一定期間試行的に雇い、その業務遂行能力を見極めた上で、本採用の可否を決定する制度

な行**内部障害〔ないぶしょうがい〕**

身体障害者福祉法に定める心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で、日常生活に著しい制限を受けると認められるもの

難病〔なんびょう〕

難病対策要綱では、難病対策として取り上げる疾患の範囲を、

- ① 原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病

② 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病としている。

国では、平成27年1月現在、難治性疾患克服研究事業の対象疾患として130疾患を定め研究を進めるとともに、特定疾患治療研究対象疾患として110疾患（平成27年秋以降には新たに190疾患を指定する見込み。）を定め、これらを医療の公費負担対象とし、特定疾患医療受給者証を交付している。

日常生活自立支援事業〔にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう〕

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう都道府県・指定都市社会福祉協議会が利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業

日常生活用具〔にちじょうせいかつようぐ〕

障がいのある人の日常生活を少しでも便利にするための用具

日常生活用具給付等事業〔にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう〕

重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

日中一時支援事業〔にっちゅういちじしえんじぎょう〕

障がいのある人の日中における活動の場の確保と、日中の一時的見守りなどを行います。

は行

ハートビル法〔はーとびるほう〕

平成6年に公布された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」の通称。全ての人に利用しやすい建物をつくることを目的として、不特定多数の人が利用する公共的性格の強い建築物を高齢者や身体障がい者が容易に利用できる基準を定めたもの（平成18年にバリアフリー新法に統合）。

排泄管理支援用具

ストマ用装具等の排泄管理を支援する衛生用品で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。

バスロケーションシステム〔ばすろけーしょんしすてむ〕

バスの運行状況をコンピューターで管理し、駅やミニバスターミナル、主要なバス停等で乗り継ぎやバスの接近案内などさまざまな情報を提供するシステム

発達障がい〔はったつしょうがい〕

自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって，その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

※発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第 167号）

バリアフリー〔ばりあふりー〕

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリアー）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語で，建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味であるが，より広く，高齢者や障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的，制度的，心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法〔ばりあふりーしんぽう〕

平成18年に公布された「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。より総合的・一体的なバリアフリー化を推進するため，交通バリアフリー法とハートビル法を統合し，新たに心のバリアフリーの促進やバリアフリー化の対象施設の拡大などを盛り込んだもの

ピアカウンセリング〔ぴあかうんせりんぐ〕

障がいのある人や高齢者が，自らの体験に基づいて，同じ仲間である他の者の相談に応じ，問題の解決を図ること。ピアは，仲間の意味

福祉的就労〔ふくしてきしゅうろう〕

一般就労が困難な障がい者が，就労継続支援事業所や地域活動支援センター等で福祉的配慮の下に，働くことをいう。ここで得られる工賃は，最低賃金法の適用除外である。

ペアレントトレーニング〔ぺあれんととれーにんぐ〕

子育てに取り組む親（養育者）が，その役割を積極的に引き受けていくことができるよう，親（養育者）と子どもを支援するために開発されたプログラム。ストレスや深刻な悩みを抱える家族を支援する方法の一つとして，アメリカ・UCLA神経精神医学研究所のハンス・ミラー博士によって1974年に開始された。日本でもこの方法を改良した肥前方式，奈良方式，精研方式などといった日本版が実施されており，訓練を受けたトレーナーの指導の下で行われている。

※「軽度発達障害フォーラム」ホームページより

保育所等訪問支援

保育所，幼稚園，小学校等に通う障がいのある児童について，児童指導員等が当該施設を訪問し，障がい児に対して，集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

訪問入浴サービス事業〔ほうもんにゆうよくさーびすじぎょう〕

地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

放課後等デイサービス〔ほうかごとうでいさーびす〕

障がいのある児童・生徒に対して、学校の授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

ボーダーレス・アート〔ぼーだれす・あーと〕

アウトサイダー・アート。アール・ブリュット。美術の専門的な教育を受けていない人々が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧き上がる衝動のまま表現した芸術の総称。近年では、「福祉と文化」「障がいの有無」というさまざまなボーダー（境界）を超えていく実践も含意して、この語を用いている。

※「ボーダレス・アートミュージアムNO-MA」ホームページを参照

ホームヘルプサービス〔ほーむへるぷさーびす〕

高齢者や障がいのある人の自宅を訪問し、介護や家事、各種相談、助言を行い、在宅生活の支援を行うサービス

補装具〔ほそうぐ〕

身体障がい者（児）の障がいを軽くしたり、補ったりして、日常生活を容易にするため用いられる用具

や行

ユニバーサルデザイン〔ゆにばーさるでざいん〕

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が、気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方で、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。

要約筆記〔ようやくひっき〕

手話習得が困難な中途失聴者、難聴者のコミュニケーション手段として、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。

ら行**療育〔りょういく〕**

療育という言葉をはじめて用いた高木憲次博士は「療育とは医療，訓練，教育，福祉など現代の科学を総動員し，その児童の持つ発達能をできるだけ有効に育て上げ，自立に向かって育成することである。」と述べている（つくば障害児の発達を考える会発行のつくばの障害児の発達を考えるVol.1：18-20より引用）。

また，宮田広善著「子育てを支える療育」では，療育を「障害のある子どもそれぞれの「育ちにくさ」を分析し，それらを一つひとつ解決し，彼らの育ちが彼らなりに成し遂げられよう援助する営み」としている。障がいのある乳幼児・児童に対し，医学的に治療しながら，教育や訓練を通じ，自立に向けて援助することといえる。

療育手帳〔りょういくてちょう〕

知的に障がいのある人や子どもが一貫した支援や相談が受けられるためにつくられたもので，児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的に障がいがあると判定された人に対して交付される手帳

療養介護〔りょうようかいご〕

医療と常時介護を必要とする人に，医療機関で機能訓練，療養上の管理，看護，介護及び日常生活の世話をを行うこと。

※厚生労働省ホームページより

Ⅱ 盛岡市社会福祉審議会

盛岡市社会福祉審議会条例

平成 19 年 12 月 25 日条例第 60 号

改正

平成 25 年 8 月 28 日条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により設置する盛岡市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会が法第 9 条第 1 項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前 2 項の規定を適用する。

一部改正〔平成 25 年条例 35 号〕

(専門分科会)

第6条 審議会に、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、障害者福祉に関する事項（同項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌する事項を含む。）を調査審議するため障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調査審議するため児童福祉専門分科会を、高齢者福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議するため地域福祉専門分科会を置く。

2 専門分科会は、民生委員審査専門分科会にあつては委員長が指名する委員を、それ以外の専門分科会にあつては委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選とする。

4 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 第4条第2項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（部会）

第7条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会を設けることができる。この場合において、部会の組織及び運営に関することは、第4条及び第5条の規定に準じて審議会で定める。

（審議会の議決の特例）

第8条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の審査部会その他の部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

No.	氏 名	所 属 団 体	備 考
1	及川 愛子	盛岡市ボランティア連絡協議会副会長	
2	大橋 絹子	岩手県難病・疾病団体連絡協議会事務局	
3	岡村 鋭次	盛岡広域振興局保健福祉環境部長	
4	加藤 貞文	盛岡市医師会理事	
5	工藤 宏行	盛岡市自立支援協議会委員	会長代理
6	相馬 宏	盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長	
7	千葉 健一	盛岡市精神保健福祉連絡会会長	
8	長葭 常紀	盛岡市手をつなぐ育成会会長	
9	伴 亨	日本精神科病院協会岩手県支部長	
10	平賀チヨ子	盛岡市身体障害者協議会副理事長	
11	細田 重憲	岩手県立大学非常勤講師	会 長
12	松嶺 貴幸	公募委員	

発行 盛岡市

編集 盛岡市保健福祉部障がい福祉課

〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

☎ 019-651-4111 （代表）

E-mail shogai@city.morioka.iwate.jp

ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>